

# 第2次 妙高市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年度～令和6年度

## ○目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の策定方法	2
(1) 「妙高市子ども・子育て会議」による審議	2
(2) 第1次計画の評価	2
(3) ニーズ調査	2
第2章 妙高市の現況と国県の動向	3
1 妙高市の状況	3
(1) 人口・世帯数の推移	3
(2) 人口動態	4
(3) 合計特殊出生率	5
(4) 出生数・出生率	6
(5) 婚姻数・婚姻率	7
(6) 離婚数・離婚率	8
2 国・県の動向	9
(1) 国の動向	9
(2) 新潟県の動向	9
第3章 第1次妙高市子ども・子育て支援事業計画の評価	10
1 分析・評価の根拠	10
2 基本目標ごとの評価	10
1 子育て家庭を支援する体制づくり	10
2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり	12
3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり	13
4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり	15
5 仕事と子育てが両立できる環境づくり	18
6 特別な支援を必要とする子ども・家庭を支える環境づくり	19
第4章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22

第5章 子ども・子育て支援施策の展開	23
○施策の体系図	23
基本目標1 地域で支え合い子育てを支援する体制づくり	24
1 子育て情報・子育て相談・子育て支援ネットワークの充実	24
2 地域における子育て支援サービスの充実	25
基本目標2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり	26
1 多様な幼児教育・保育サービスの充実	26
2 良質な幼児教育・保育環境の確保	27
基本目標3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり	28
1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	28
2 子どもの健康、成長支援	29
基本目標4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり	30
1 教育環境の充実	30
2 教育力の向上	31
3 青少年の健全育成	32
基本目標5 働きやすく子育てしやすい環境づくり	33
1 働きやすい環境づくりの推進	33
基本目標6 特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり	34
1 障がい児の発達支援の拡充	34
2 経済的支援の充実	35
3 ひとり親家庭への自立支援	35
4 不登校・ひきこもりのいる家庭の支援	36
基本目標7 子どもの権利擁護と虐待の防止	37
1 子どもの権利の擁護	37
2 児童虐待防止対策の拡充	37
○子どもの貧困対策に関する取り組み（計画内の位置付け）	39
第6章 目標達成に向けた取組	40
基本目標1 地域で支え合い子育てを支援する体制づくり 成果指標	40
1 子育て情報・子育て相談・子育て支援ネットワークの充実	40
2 地域における子育て支援サービスの充実	40
基本目標2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり 成果指標	41
1 多様な幼児教育・保育サービスの充実	41
2 良質な幼児教育・保育環境の確保	41
基本目標3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり 成果指標	42

1	安心して妊娠・出産できる環境づくり	42
2	子どもの健康、成長支援	42
基本目標4	子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり 成果指標	43
1	教育環境の充実	43
2	教育力の向上	43
3	青少年の健全育成	44
基本目標5	働きやすく子育てしやすい環境づくり 成果指標	44
1	働きやすい環境づくりの推進	44
基本目標6	特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり 成果指標	45
1	障がい児の発達支援の拡充	45
2	経済的支援の充実	45
3	ひとり親家庭への自立支援	45
4	不登校・ひきこもりのいる家庭の支援	46
基本目標7	子どもの権利擁護と虐待の防止	46
1	子どもの権利の擁護	46
2	児童虐待防止対策の拡充	46
第7章	教育・保育の提供体制	47
1	教育・保育提供区域の設定	47
(1)	区域設定の考え方	47
(2)	妙高市における区域設定	47
2	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	48
(1)	教育・保育の量の見込みと提供体制	48
(2)	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	53
①	時間外保育事業	53
②	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	54
③	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	55
④	地域子育て支援拠点事業（子育て広場）	56
⑤	一時預かり事業	57
⑥	病児・病後児保育事業	58
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	58
⑧	利用者支援事業	59
⑨	妊婦健康診査	59
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	60
⑪	養育支援訪問事業	60

3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	61
	(1) 質の高い教育・保育の提供と保育教諭や保育士等の資質向上のための支援	61
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	61
	(3) 保育園・認定こども園と小学校等との連携	61
第8章	計画推進に向けて	62
1	推進体制	62
2	計画の進行管理	62
資料編		
	ニーズ調査の概要	63
	妙高市子ども・子育て会議条例	69
	会議委員名簿（令和2年3月31日現在）	70

# 第1章

## 計画の概要

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

妙高市では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートすることにあわせ、新制度における幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進するため、「妙高市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画に基づき、子育て支援サービスの充実をはじめ、幼児教育・保育の環境づくり、妊娠・出産に対する支援、教育環境の整備や次代を担う人づくり、そして、特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくりに取り組んできました。

第1次計画の期間が本年度末をもって終了となりますが、少子高齢化が進行する中、子どもや子育てを取り巻く環境は大きな変化を続けており、子育てや保育・教育に関するニーズを把握し、時代に合った取り組みを進めることで、将来を担う子どもたちの健やかな育成に努めていく必要があります。

このようなことから、引き続き、子ども・子育てに関する取組を充実させていくため、「第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、第1次計画に引き続き、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画となります。

また、この計画は、本計画同様に令和2年度からを計画期間とする「第3次妙高市総合計画」や保健・医療・福祉・教育など、関連分野の個別計画との整合を図るものとします。

### 3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、計画は5年を1期とする旨が定められていることから、第2次計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

## 4 計画の策定方法

### (1) 「妙高市子ども・子育て会議」による審議

妙高市では、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、保育・教育関係者、子育て支援団体などのほか、公募委員も含む15名で構成する審議機関である「妙高市子ども・子育て会議」を設置しています。

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画を定める場合には、審議機関による意見を聴かなければならないこととされていることから、「妙高市子ども・子育て会議」において計画内容を審議しました。

### (2) 第1次計画の評価

第1次計画では、基本理念である「次代を担う子どもが輝く・生命地域 ～安心して子育て出来る環境づくり～」に基づく6つの基本目標を目指し、子ども・子育てに関する施策に取り組んできました。

それらの達成状況を把握し、評価することで、今後の課題や必要となる取組を明らかにしました。

### (3) ニーズ調査

第2次計画を策定するにあたり、子育てを実践している皆様が、市や民間事業者などが提供している子育て支援の各種事業について、どのように利用し、どう感じているかを把握して、ご意見やご要望を計画に反映させ、きめ細やかな子育て支援事業を提供するために調査を実施しました。

- 調査名 子ども・子育て支援に関するアンケート調査
- 対象者 妙高市に在住し、小学校6年生までの子どもを養育している保護者
- 調査時期 平成30年6月
- 配布・回収方法 該当する全世帯に調査票を送付し、児童手当現況届時または郵送にて回収
- 回答状況 配布数 1,841  
回収数 1,264  
回収率 68.7%
- 調査結果 主な調査結果については、資料編に記載

## 第2章

### 妙高市の現況と国県の動向

## 第2章 妙高市の現況と国県の動向

### 1 妙高市の状況

#### (1) 人口・世帯数の推移

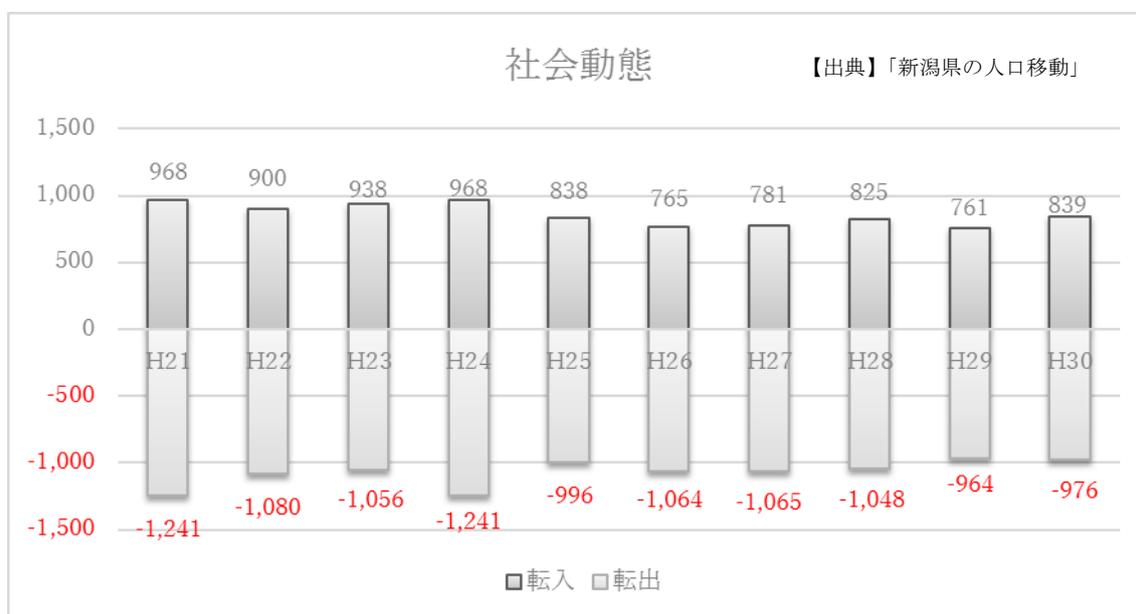
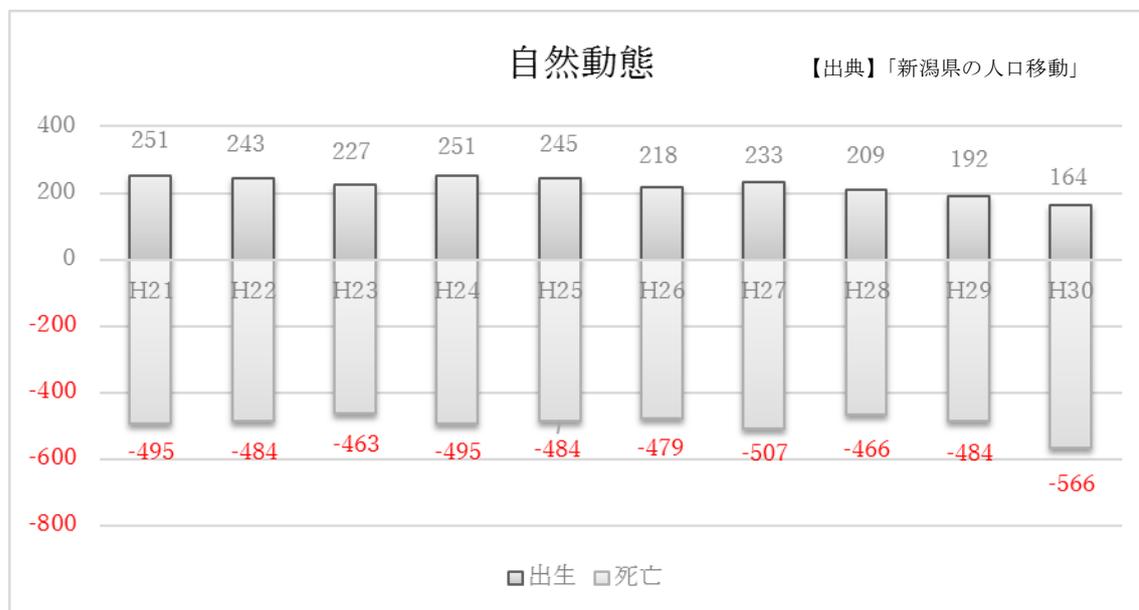
本市の人口は、平成31年3月末の住民基本台帳では32,317人、4年前の平成27年3月末の34,359人と比べると9.4%減少しています。地域別の状況は、新井地域は▲5.2% (▲1,293人)、妙高高原地域は▲8.4% (▲430人)、妙高地域は▲8.1% (▲319人) となっており、市全域で人口が減少しているほか、妙高高原地域・妙高地域の減少が特に顕著であることが伺えます。

その一方で、世帯数は12,352世帯から12,411世帯と、0.5%増加しています。



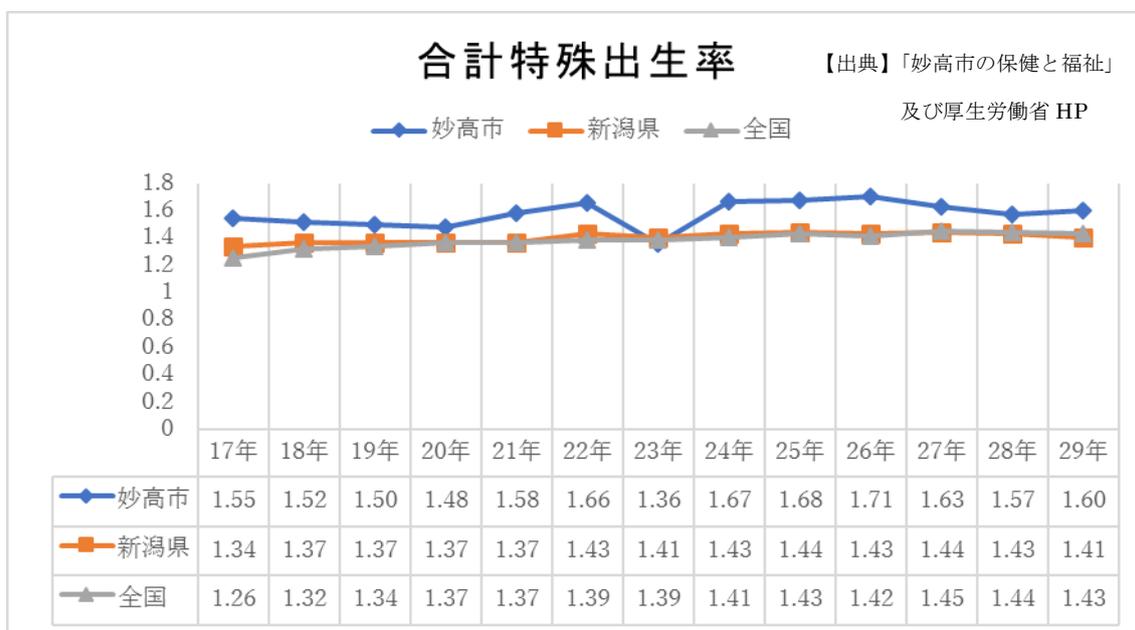
(2) 人口動態

平成21年から平成30年までの人口動態を見ると、自然動態・社会動態とも減少傾向にあり、自然動態は2,690人減少し、社会動態は2,148人減少しました。合計では、10年間で4,838人減少しています。



(3) 合計特殊出生率

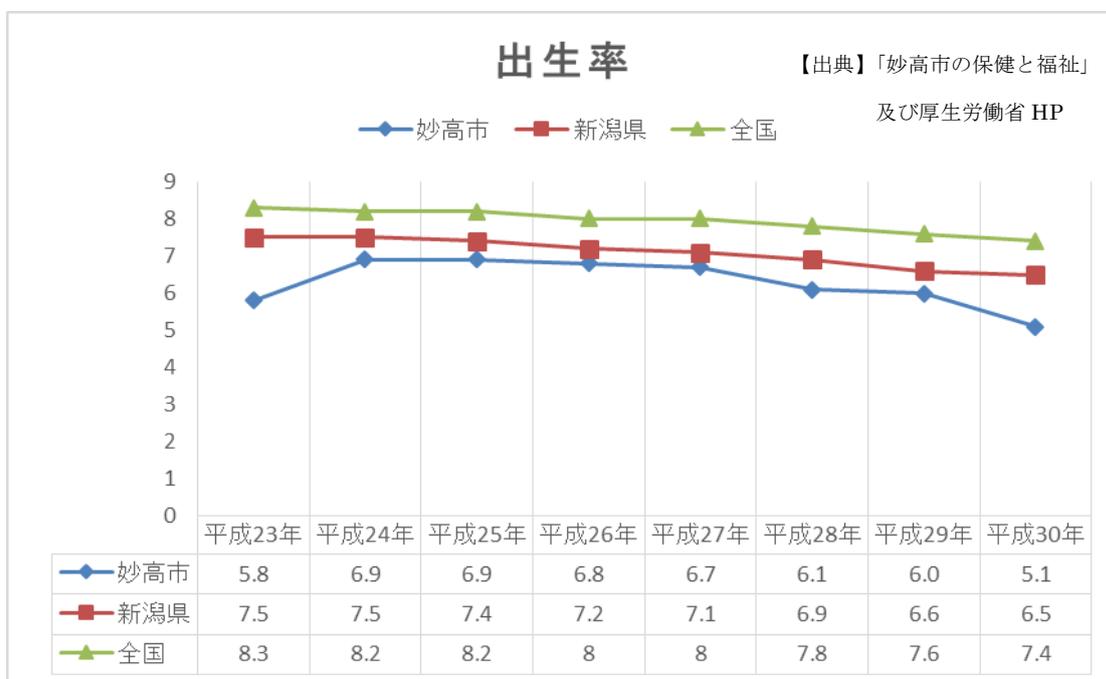
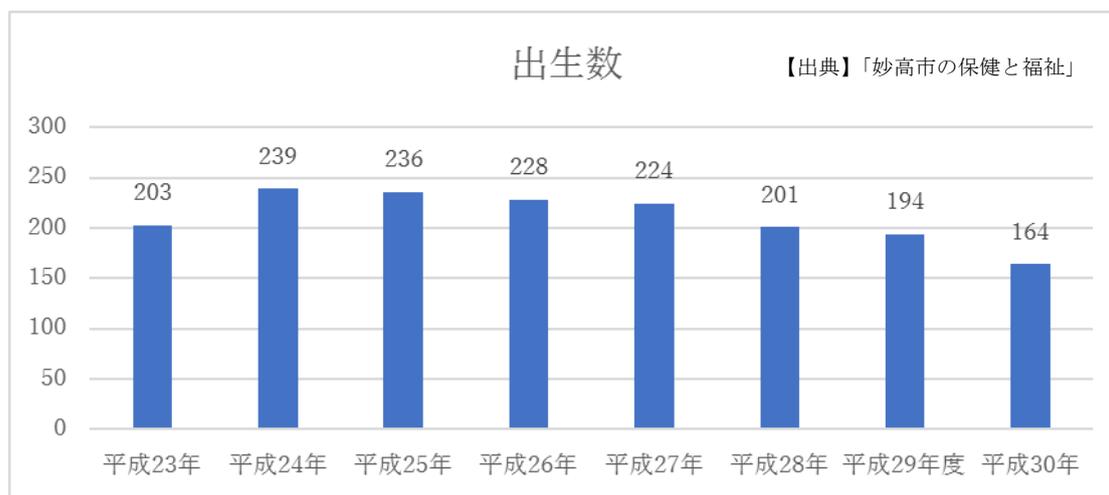
本市における合計特殊出生率は、概ね県平均、全国平均より高い水準で推移しています。



(4) 出生数・出生率

出生数は、平成26年から平成30年にかけて、約28%と大幅に減少しました。

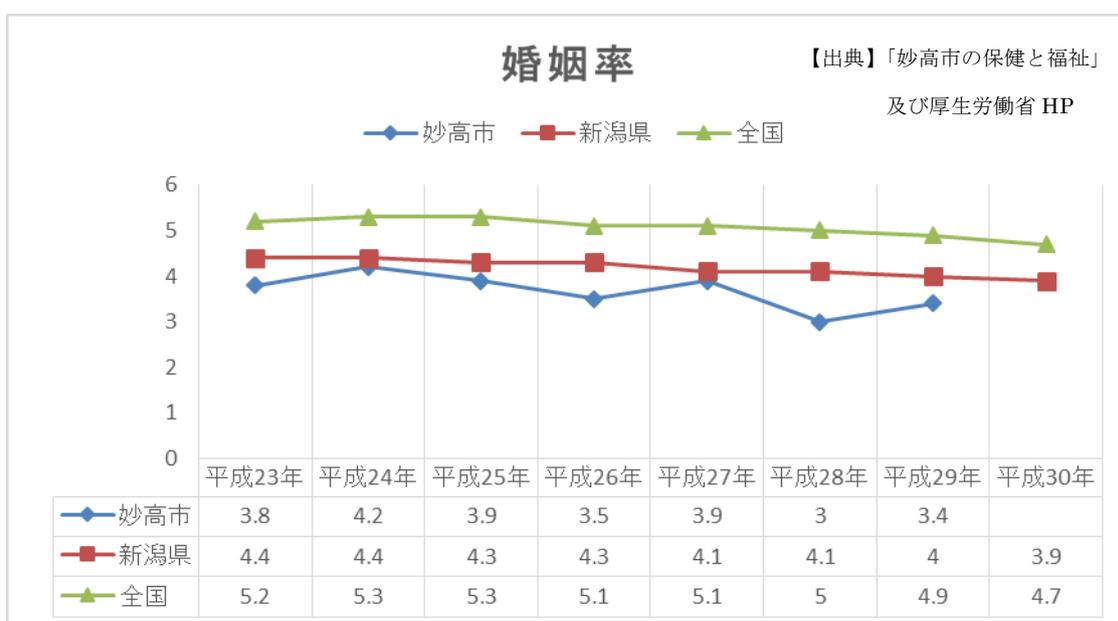
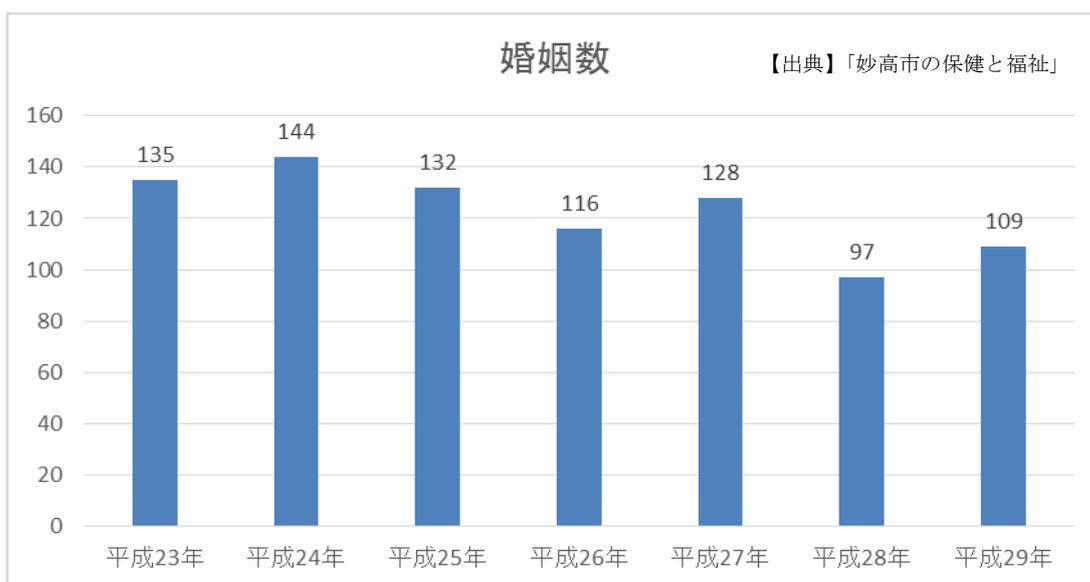
また、人口1,000人に対する出生数（出生率）は、新潟県平均、全国平均よりも低調に推移しています。



### (5) 婚姻数・婚姻率

婚姻数は、平成24年から26年まで減少していましたが、平成27年に約10%増加し、平成28年に約24%と大幅に減少、平成29年度に約12%増加と増減を繰り返しています。

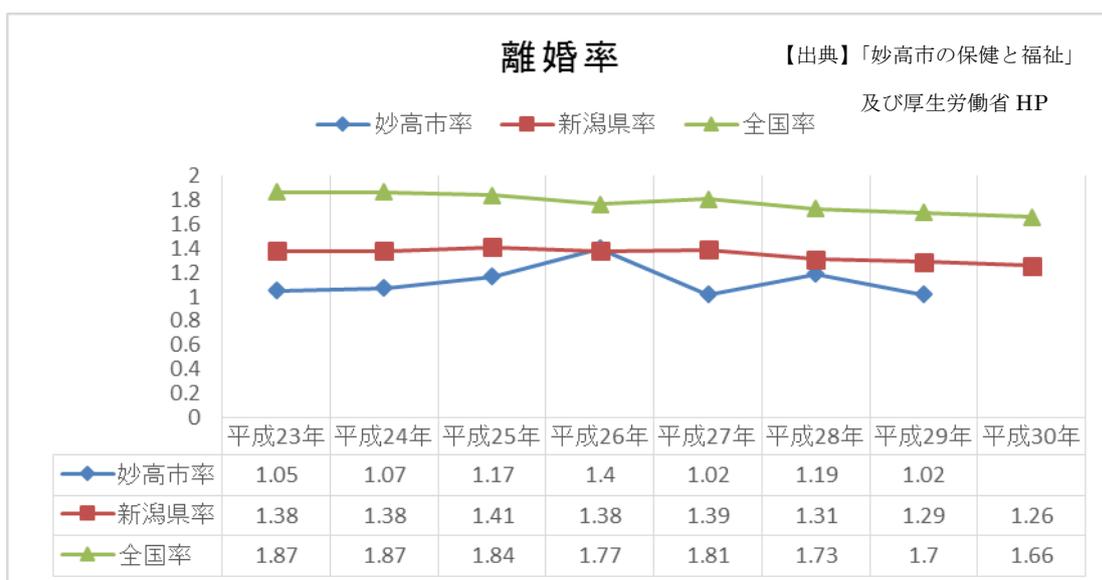
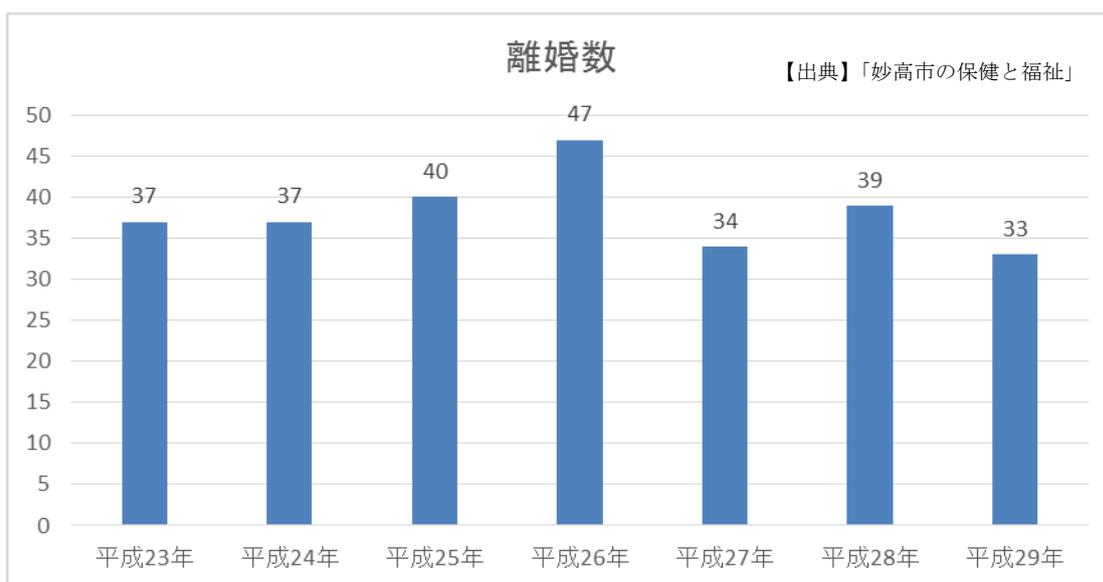
また、人口1,000人に対する婚姻数（婚姻率）は、新潟県平均、全国平均よりも低調に推移しています。



(6) 離婚数・離婚率

離婚数は、平成26年度までは増加傾向にありましたが、平成27年度に大幅に減少した後、増加と減少を繰り返しています。

本市における人口1,000人に対する離婚数(離婚率)は、平成27年度に県とほぼ同率になりましたが、総じて全国・県平均よりも低い状況にあります。



## 2 国・県の動向

### (1) 国の動向

平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立、公布されました。

それに基づき、都道府県及び市町村に平成27年度から5年1期の「子ども・子育て支援事業計画」の策定と、計画に則った子育て支援策の推進が義務化されました。

法の趣旨は、「子どもの最善の利益」を大前提とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを基本としています。おりしも、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきています。

そのような中で、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期や学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善が望まれています。県及び市の計画には、妊娠から出産・育児・子育てと切れ目のない支援を行っていくことや、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすように、計画に反映させ、事業実施することを求めています。

第1次計画の最終年度には、国から第2次計画の策定について方向性が示されました。変化の速度が速く、第1次計画の量の見込みの算出をベースにしながらも、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえながら、必要に応じて補正を図ることとなっています。

### (2) 新潟県の動向

国の制度創設に伴い、県は、市町村が子ども・子育て支援の実施主体としての役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることになりました。

また、子ども・子育ては社会全体で支援していく必要があることから、家庭はもちろん、学校、職場などのあらゆる分野におけるすべての構成員が協力することとしています。

このような観点にたって、県内における子ども・子育て支援の実施が円滑に行われるよう、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが安心して子どもを産み育て、子育てに夢や喜びを感じられるよう、平成27年度から6年間で1期とする「新潟県子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 第3章

### 第1次妙高市子ども・子育て 支援事業計画の評価

## 第3章 第1次妙高市子ども・子育て支援事業計画の評価

## 1 分析・評価の根拠

「第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、平成27年4月に策定した「妙高市子ども・子育て支援事業計画」について基本目標ごとに取り組み状況の評価・分析を行いました。

## 妙高市子ども・子育て支援事業計画における6つの基本目標

1. 子育て家庭を支援する体制づくり
2. 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり
3. 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり
4. 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり
5. 仕事と子育てが両立できる環境づくり
6. 特別な支援を必要とする子ども・家庭を支える環境づくり

## 2 基本目標ごとの評価

## 1 子育て家庭を支援する体制づくり

## I. 成果指標と取り組み一覧

## (1) 相談・情報提供体制の充実

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
家庭児童相談員2名を配置し、保育者の子育てに関する相談に応じる。 【子育て安心はがきの送付】	平成27年度～平成31年度 継続	100%	100%
子ども家庭支援センター：子どもと家庭に関する相談対応、情報提供、子育て支援事業等を実施する。 【こども家庭支援センターの設置】	平成27年度～平成31年度 継続	1箇所	1箇所
スマートフォンアプリによる情報提供を開始する。利用者に必要な情報を適時に届ける。 【スマートフォンアプリ「えむぶら」の普及】	平成27年度～平成31年度 継続	利用登録者数:1,000人	利用登録者数:879人
保育士と家庭児童相談員が1歳児の家庭を訪問し、助言、指導などの支援を行う。 【1歳家庭訪問の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	実施率:95%以上 (幼保園に入園済みの1歳児を除く)	・対象世帯数:197世帯 ・訪問世帯数:172世帯 ・実施率:87.3%
子育てに関する意識を高め、知識を深めるため、保護者向け講演会を実施する。 【子育て講演会の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	各園1回実施	各園1回以上実施。口腔ケア、子どもとの関わり方、親子運動教室など

## (2) 地域における子育てサービスの充実

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
子どもの遊び場の提供と保護者同士の交流の機会を提供し、子育てに関する講習会を開催する。 【子育て広場の運営】	平成27年度～平成31年度 継続	年間利用者数 10,000人	年間利用者数 9,225人
様々な子育て支援内容について、会員相互で援助し合う仕組みを整えコーディネートする。 【ファミリー・サポート・センターの運営】	平成27年度～平成31年度 継続	継続 サービス提供会員数120人 利用件数2,300件	・サービス提供会員数：165人 ・利用件数：1,195人
病気回復期の児童で、集団保育が困難な期間、一時的に預かる。 【病後児保育室の運営】	平成27年度～平成31年度 継続	開設日数150日 年間延べ利用者数 200人	・開設日数：36日 ・利用者数：39人
子育て支援に関わる人材の育成支援を行う。 【子育てサポーター養成講座の開催】	隔年実施 平成28年度・平成30年度 開催 継続	サポーター登録率50% ファミリーサポート・健診時・講座開催時の託児などに支援 継続	・子育てサポーター養成講座開催 ※H30で終了
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成並びに保護者の子育て及び就労の両立を図る。 【放課後児童クラブの運営】	平成27年度～平成31年度 継続	年間継続利用者数 190人 実施クラブ数 8カ所 校区毎の開設率 100% 支援員有資格者配置クラブ率 100%	・年間継続利用者数：271人 ・実施クラブ数：8カ所 ・校区毎の開設率：100% ・支援員有資格者配置クラブ率：100%
子どもたちに対するさまざまな体験活動の機会を提供する。 【わくわくランドの運営】	平成27年度～平成31年度 継続	年間来場者数 3万人	45,253人
学校、地域などで様々な知恵と技術を身につけた地域の指導者を派遣する。 【子縁活動人材制度の運営】	平成27年度～平成31年度 継続	年間派遣件数950件	1,089人

## II. 実績

- (1) 家庭児童支援専門員及び家庭児童相談員の配置や子ども家庭支援センターを設置して、相談支援や情報提供を実施し、保護者の子育てに対する不安の解消を図りました。一方でスマートフォンアプリによる情報提供については、登録者数が指標値には届いていない状況にあります。
- (2) わくわくランドの運営については、施設改修も完了したことから、成果指標としていた来場者数3万人を大きく超え、子どもたちに様々な体験活動の機会を提供することができました。また、放課後児童クラブについても引き続き全小学校区で開設しており、成果指標を達成しています。

## III. 評価

- (1) 各種子育て情報の発信について、スマートフォンアプリの普及に努め、情報量を増やし、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる情報の発信を進めていく必要があります。

- (2) 病後児保育室は成果指標を大きく下回っていますが、より保護者のニーズに対応した取り組みを進めるため、令和元年6月から病児・病後児保育室として、急性期の児童についても預かりを行っています。

## 2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり

### I. 成果指標と取組み一覧

#### (1) 多様な教育・保育サービスの充実

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
保育が必要な子どもの受け入れや幼児教育の推進を行う。 【夜間・休日保育の受け入れ検討】	夜間保育のニーズを見極め、受け入れの要否決定 休日保育のニーズを見極め、受け入れの要否決定	夜間保育の受け入れ検討園 1園 休日保育の受け入れ検討園 1園	夜間保育の受け入れ検討園 0園 休日保育の受け入れ検討園 0園

#### (2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
児童生徒の智・徳・体の調和の取れた成長の基盤をつくるため、「睡眠時間の確保」、「メディアのコントロール」、「しっかり朝食」について、各家庭や学校で取り組みを進め、食教育を推進する。 【児童・生徒の朝食欠食率の低減】	平成27年度～平成31年度 継続	朝食の欠食率 0%	小学校 2% 中学校 3.4%
園児の心身の健やかな成長のため、園児や保護者に向けた各種教室や体験活動を実施する。 【園児の朝食欠食率の低減及び肥満傾向園児の割合減少】	平成22年度～平成31年度 継続	朝食の欠食率 1%以下 肥満児の割合 2.5% 食育教室の保護者参加率 95%	朝食の欠食率 0.8% 肥満児の割合 2.86% 食育教室の保護者参加率 95.1%
保育環境の整備を行う。 【大規模改修、統合の方針を決定し、園舎等の計画的な整備を進める】	園舎等の老朽化に伴う改修整備 和田保育園の増改築 第三・矢代保育園の統合	大規模改修、統合の方針決定 園舎等の計画的な整備	・斐太北保育園園庭改修 ・和田にじいろこども園の開園 ・第三・斐太南・矢代保育園統合園整備に向けた地質調査、設計競技など

### II. 実績

- (1) 夜間保育・休日保育については、現状の保護者ニーズ等を勘案し、今のところ実施・開設や受け入れの検討をしている園はありません。
- (2) 児童・生徒の朝食欠食率については、「朝元気スタート」の取り組みにより、低い数値を維持していますが、成果指標の0パーセントには届いていません。一方、園児については園及び家庭における食育の取り組みによって、成果指標を達成しています。また、園舎等の整備については、年次的に進めています。

### III. 評価

- (1) 夜間保育・休日保育については、真の必要性や体制整備等を勘案し、実施を見合わせています。
- (2) 計画中の統合園については、多様な幼児教育・保育サービスの実現に向けて必要な施設の整備を行っています。

## 3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり

## I. 成果指標と取組み一覧

## (1) 安心して妊娠・出産・育児できる体制づくり

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
パパママ教室：妊娠中の栄養の話や沐浴及び妊婦体験、情報交換等を実施する。 【初産夫婦の受講】	平成27年度～平成31年度 継続	初産夫婦の受講率51%	初産夫婦の受講率37.7%
母子健康手帳交付：母子の健康管理のため交付する。 【母子健康手帳の交付】	平成27年度～平成31年度 継続	交付率100%	交付率100% 妊娠届出時に発行：155件
妊婦健康診査受診票交付：定期受診をして、母子の健康管理を行うため交付する。 【妊婦健康診査の受診】	平成27年度～平成31年度 継続	受診率100%（未受診者及び中断者0人）	受診率100%（未受診者及び中断者0人）
妊婦歯科検診受診票交付：妊娠中の歯科疾患の早期発見と治療のため、受診券を交付する。 【妊婦歯科健康診査の受診】	平成27年度～平成31年度 継続	受診率70%	受診率43.2%
市民税所得割非課税世帯の妊産婦の医療費を助成する。 【妊産婦医療助成事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	受給者証交付者数：0件
こんにちは赤ちゃん訪問：生後4カ月までの赤ちゃんがいる家庭への全戸訪問を行う。 【こんにちは赤ちゃん訪問の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	訪問実施率98% 4カ月までの健康状態把握率100%	訪問実施率99.3%
窓口、訪問、電話で個別育児相談の実施や育児情報提供を行う。 【育児相談、育児情報提供の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	育児相談：開設時間内 育児情報提供：子育て支援アプリ（えむぶら）、みょうこうチャンネル、市ホームページ等
不妊治療費助成：1回あたり10万円を限度に通算5年間助成する。 【不妊治療費助成の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	特定不妊治療：延14件 一般不妊治療：実11件
不育治療費助成：1回あたり30万円を限度に通算5年間助成する。 【不育治療費助成の実施】	平成27年度～平成31年度 新規・継続	継続実施	不育治療：0件

## (2) 乳幼児の健康、成長支援

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
乳幼児健康診査：成長発達の確認、病気の早期発見、育児相談、助言する。 【乳幼児健康診査の実施】	平成27年度～平成31年度 年72回実施	受診率99%	受診率98.3% 年72回実施
幼児歯科検診、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯の予防を行う。 【幼児歯科健康診査の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	3歳児のむし歯のない児の割合90%	3歳児のむし歯のない児の割合88.8%
感染症予防のため、感染症と予防についての情報提供する。予防接種法等で定められている予防接種を実施する。 【法定予防接種を実施し、感染症と予防についての情報提供を行う。】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	法定接種の実施 感染症と予防についての情報提供
中学校卒業まで子どもの医療費を助成する。 ※平成27年6月から高校卒業までの子どもが対象となる。 【子ども医療費助成の実施】	平成27年度～平成31年度 拡充・継続	継続実施	受給者証交付者数：3,936人

## II. 実績

- (1) 妊娠届時に妊婦全員に対する面接を行っていることから、母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の受診については、高い水準となっています。一方でパパママ教室の参加や妊婦歯科健康診査の受診については、医療機関が行っている類似教室への参加率が高いことや、妊婦の体調や仕事上の都合などにより成果指標は達成できていません。
- (2) 法定予防接種や子ども医療費助成事業は引き続き実施しており、成果指標を達成しています。一方で乳幼児健康診査や幼児歯科健康診査については成果指標を達成できていない状況にあります。

## III. 評価

- (1) 引き続き妊娠届出時の妊婦全員に対する面接を行い、パパママ教室への参加を勧奨するとともに、妊娠中の歯科健康診査の重要性を周知する必要があります。また、訪問や健診等を通じて育児不安の解消や支援を必要とする家庭の早期発見、加えて適切な支援につながるよう切れ目のない支援を行う必要があります。
- (2) すべての乳幼児健康診査について、市が直接実施しているメリットを活かし、今後も診察や個別の保健指導に加え、仲間づくりや集団学習等を通して、子育てに対する不安を軽減し、自信を持って育児ができるよう内容の充実を図っていく必要があります。

## 4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり

## I. 成果指標と取組み一覧

## (1) 教育環境の充実

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
経済的な理由により就学が困難な学生に対して、奨学金貸付支援を行う。 貸付額 高校15,000円/月 大学30,000円/月 【奨学金貸付事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施 貸付 高校 11名 1,980,000円 専門学校 15名 5,400,000円 大学・短大62名 22,320,000円
要保護、準要保護児童生徒援助費（小・中・特） 経済的理由などで就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して学用品等の一部を援助する。 援助費目 ・学用品費（年定額支給） ・給食費（実費支給） ・児童生徒会費（実費支給 上限あり）等 【就学援助事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施 援助児童生徒 421名 援助費総額 39,342,887円
子どものバス無料化事業 中学生以下の児童生徒に対し路線バス運賃を無料にすることにより、子どもの学習や交流など自主活動を支援する。 【子どものバス無料化事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施 利用件数 2,012件 ※スクールバス路線の増加等に 伴い利用者数が減少

## (2) 教育力の向上

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
地域住民との連携や地域との結び付きを学校運営に活かした取り組みを実施する。 【コミュニティ・スクールの設置】	平成27年度～平成31年度 継続	コミュニティ・スクールの設置 数 11	コミュニティ・スクールの設置 数 10
長期の集団生活や自然体験活動を通して、社会性、コミュニケーション能力の育成を図る。 小学6年生を対象にした 4泊5日の長期宿泊体験を実施する。 【フレンドスクール事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施 市内小学校6年生 251名参加
豊かな心や人間性を育むために優れた芸術に触れる機会を提供する。 【芸術鑑賞教室の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施
平和に関する体験的な学習を通して、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継いでいくような学習に取り組む。 【平和に関する体験的な学習の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	直江津捕虜収容所跡訪問 広島平和記念式典への参加
各学校の特色や地域の実情を生かし、目標や課題解決に向けた学習に取り組む。 【特色ある教育活動支援事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	目的を達成した学校の割合 100% 課題を解決した学校の割合 100%	各学校への特色ある教育活動 支援交付金交付 総合学習に係る経費支援 新井南小への海外宿泊体験 学習補助金交付
食育年間指導計画に基づく、食についての教育を実施する。 【学校給食運営・食育推進事業の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施

## (3) 青少年の健全育成

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
情報教育の推進 携帯電話やスマートフォンの情報モラルやマナーについて児童生徒と保護者に対して指導、啓発する。 【携帯電話やスマートフォンを原則「持たない」、「持たせない」運動の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	継続実施
いじめ不登校の未然防止・早期発見解消を図り、不登校児童生徒の再登校を目指す。 【いじめの解消及び不登校児童生徒の再登校を目指す】	平成27年度～平成31年度 継続	いじめの解消率 100% 不登校児童の生徒の再登校率 100%	いじめの解消率 69.4% 不登校児童の生徒の再登校率 32.5%
地域と協力しながら各学校で「あいさつ運動」を実践する。 【あいさつ運動の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	小・中・特支学校実施率 100%	100%

## (4) 次代の親の育成教育力の向上

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
次代を担う高校生に、子どもとふれあう機会を持たせて、子どもと関わることの楽しさや意義などを認識してもらう。 【高校生保育体験講座の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	受入7園 35名参加 (うち男子生徒参加15名) 受講生満足度100% 継続	・受入6園 16名参加 (うち男子生徒参加2名) ・満足度100%
中学3年生を対象赤ちゃんとのふれあい体験講座を実施する。 【赤ちゃんとのふれあい体験講座の実施】	平成27年度～平成31年度 継続	3中学校 実施率100%	100%
「みょうこう出会いサポートセンター」(委託)による婚活支援として、イベント・お見合い等による出会いの場の提供、セミナーによる結婚に向けた意識啓発、婚活情報の発信などを行う。 【婚活支援として、イベント・お見合い等による出会いの場の提供、セミナーによる結婚に向けた意識啓発、婚活情報の発信する】	平成27年度～平成31年度 継続	出会い事業数…年12回 成婚…年5組	出会い事業数…13回 成婚…0組

## II. 実績

- (1) 引き続き奨学金の貸し付けや、就学援助、子どものバス無料化により教育環境の充実を図りました。
- (2) コミュニティ・スクールの導入やフレンドスクールの実施、芸術鑑賞教室の開催などにより、教育力などの向上を図りました。
- (3) 引き続き携帯電話やスマートフォンを原則「持たない」、「持たせない」運動や「妙高市民の心」推進事業での「あいさつ運動」を実施しました。一方でいじめの解消率や不登校児童・生徒の再登校率については、成果指標を達成できていません。
- (4) 引き続き市内の中学校3年生を対象に赤ちゃんふれあい体験講座を実施し、次代の親となる生徒たちに育成教育力の向上を図りました。一方で保育体験講座や各種婚活事業を実施しましたが、成果指標を達成できていません。

## III. 評価

- (1) 引き続き奨学金の貸し付けや、就学援助、子どものバス無料化により教育環境の充実を図る必要があります。

- (2) 令和元年度より新井中学校でもコミュニティ・スクールを設置したことから、市内のすべての小・中学校で設置することができました。引き続き、学校や保護者、地域の団体・組織、認定こども園、保育園、その他地域内の関係機関が一体となって子どもを育てるために「地域とともにある学校」を目指して地域の特色を活かした活動や学校運営を行う必要があります。
- (3) 「妙高市いじめ防止連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向けた関係機関等の相互の連携促進・情報共有を図り、個々の状態に応じた指導や、保護者からの相談に対する助言を行うとともに、各学校、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、子ども・若者支援専門員などの関係機関と連携し、きめ細やかな指導を行う必要があります。
- (4) 出会いサポート事業では、若年層や独身者の結婚に対する理解や意欲を高めていくとともに、出会いの場を提供するなどの支援を行う必要があります。

## 5 仕事と子育てが両立できる環境づくり

### I. 成果指標と取組み一覧

#### (1) 働きやすい環境づくりの推進

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
一般求職者等を対象とした就職ガイダンスの開催に係る周知・啓発を行う。 【就職ガイダンスの開催に係る周知・啓発】	平成27年度～平成31年度 継続	年2回の開催周知	14回
育児・介護休業制度等に関する周知・啓発を行う。 【育児・介護休業制度等に関する周知・啓発】	平成27年度～平成31年度 継続	年2回の周知・啓発	2回

#### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
男女の共働意識を高めるため、男女がともにあゆむパートナープランの推進する。 【男女がともにあゆむパートナープランの推進】	広報誌による啓発	年2回掲載	2回

### II. 実績

- (1) 求職ガイダンスの開催や各種制度の周知・啓発を行っています。
- (2) 男女がともにあゆむパートナープランを推進・啓発を行っています。

### III. 評価

- (1)(2) 夫婦がともに仕事と育児ができる職場環境は男女共通のニーズとなっており、企業への働きかけや、市民への啓発活動が継続して必要となっています。

## 6 特別な支援を必要とする子ども・家庭を支える環境づくり

## I. 成果指標と取組み一覧

## (1) 要保護児童への支援

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
保育園・認定こども園、小・中学校、民生児童委員など関係機関を通じて市民へ虐待に関する情報や通告義務の周知し、虐待予防意識の高揚を図る。 【虐待の新規発生件数の減少】	ポスターの掲示やチラシ等の配布による啓発活動の継続	虐待の新規発生件数の減少	・虐待の新規発生件数:5件 ・チラシの配布や啓発活動、研修会の開催:8回
虐待につながりやすい家庭の把握をし、支援する。 【虐待につながりやすい家庭の把握、支援】	平成27年度～平成31年度継続	子育て安心はがきの送付率100% 1歳家庭訪問率85% 継続	・子育て安心はがきの送付率100% ・1歳児家庭訪問率87.3%
把握後の虐待への早期対応を図り、子どもの安全確保を図る。 【虐待通告・通報に対する対応(情報収集、安否確認、保護等) 定期的な児童の生活状況の確認】	平成27年度～平成31年度継続	虐待通告・通報に対する対応(情報収集、安否確認、保護等) 定期的な児童の生活状況の確認 継続	・虐待通告・通報への対応 ・定期的な児童の生活状況の確認
虐待で把握した世帯への支援、助言を行う。 【虐待で把握した世帯へ家庭訪問を行う】	平成27年度～平成31年度継続	家庭訪問の継続	家庭訪問回数:55回
関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会で、虐待以外の事由に対しても支援の必要な児童、家庭に対応する。 【要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議の開催】	平成27年度～平成31年度継続	要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議の開催 各1回/年の継続	・代表者会議1回 ・実務者会議4回
児童養護施設若竹寮に、要保護児童を委託し、健全な育成を図る。児童の家庭復帰のために、世帯の状況を把握し、情報を共有する。 【運営委託料の支払い、児童及び世帯状況の情報交換】	平成27年度～平成31年度継続	運営委託料の支払い 児童及び世帯状況の情報交換 継続	・運営委託料の支払い ・連絡調整会議:2回
保育園・幼稚園訪問や各種健診で支援が必要な児童の保護者に対して気づきを促したり、情報提供を行う。 【こども園・保育園への巡回訪問及び1歳6か月児健診、3歳児健診時に相談会を開催する】	平成27年度～平成31年度継続	全保育園への訪問及び健診時の立会いの継続実施	・全こども園・保育園への巡回訪問 ・1歳6か月児健診、3歳児健診時の相談会開催

## (2) ひとり親家庭への自立支援

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
ひとり親家庭に手当を支給し、生活の安定と自立促進、福祉の向上を図る。 【児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給】	平成27年度～平成31年度継続	継続実施	・児童扶養手当受給者:169人(3月末現在) ・特別児童扶養手当受給者:66人(3月末現在)
父子・母子家庭の経済負担の軽減を図るために、医療費の一部を助成する。 【ひとり親家庭等医療費助成事業の実施】	平成27年度～平成31年度継続	継続実施	継続実施 助成対象者 親…202人 子…282人

## (3) 発達支援が必要な子ども・家庭への支援

事業概要 【行動目標】	計画期間実施内容	成果指標(H31)	平成30年度末状況
心身に障がいを抱える子どもの集団適応能力を高めるための支援をする。 【「ひばり園」の運営】	平成27年度 園舎環境の整備 (外壁修繕・屋上防水・駐車場舗装等) 平成27年度～平成31年度 運営継続	児童発達支援事業及び相談 支援事業継続実施 1園	・「ひばり園」を相談支援事業 所及び児童発達支援事業所 に位置付けて運営
精神または身体に障がいを有する児童の福祉の増進を図る。 【特別児童扶養手当の支給】	平成27年度～平成31年度 継続	継続実施	・特別児童扶養手当受給者: 66人(3月末現在)

## II. 実績

- (1) 要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童への対応などきめ細やかな取組みを行ってきましたが、虐待の新規発生件数については、成果指標を達成できていません。
- (2) 児童扶養手当の支給及びひとり親家庭等医療費助成を継続して実施しており、成果指標は達成しています。
- (3) 早期療育施設「ひばり園」を運営し、児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しています。また、特別児童扶養手当の支給も継続して行っており、成果指標を達成しています。

## III. 評価

- (1) 虐待の新規発生件数については、住民の虐待に対する意識の向上や、虐待の認知方法が見直され、従来見逃されていた虐待が認知されるようになってきたこともあり、当市も含めて全国的に増加の一途にあります。その中で要保護児童対策地域協議会において、虐待案件の評価分析や、各関係機関の支援者間の連携、情報共有を行うことが重要であり、併せて家庭児童支援専門員・家庭児童相談員による1歳児家庭訪問や保育園・こども園への巡回訪問などを通じて、虐待につながりやすい家庭を早期に把握し、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。
- (2) ひとり親家庭を取り巻く生活環境は依然として厳しいことから、引き続き児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、自立に向けた給付金の支給などの支援を継続していく必要があります。
- (3) 今後も発達の遅れや障がいなどの心配がある子ども及びその保護者に対し、相談や適切な支援などを行い、早期療育に努める必要があります。

# 第4章

## 計画の基本的な考え方

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

郷土を築く人と文化を育むまちづくり

## ～次代を担う子どもが輝く環境づくり～

第1次妙高市子ども・子育て支援事業計画では、第2次妙高市総合計画のまちづくり大綱の一つである「次代を担う子どもが輝く・生命地域」を基本理念に掲げ、安心して子育てできる環境の充実を図り、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と社会でたくましく生きる力を育み、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指して、子育て支援の充実と教育環境の整備を進めてまいりました。

計画における目標については、達成されたものもありますが、十分な成果が得られていないものもあるほか、未婚や晩婚化、子育てにかかる負担の増加などによる急速な少子化の進行など新たな課題等も発生してきており、さらなる取り組みの充実・強化が求められております。

誰もが、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を目指し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援と相談体制の充実を図るとともに、経済的な負担や子育てと仕事の両立に対して不安を抱える保護者のニーズに対応した支援を行っていく必要があります。

第2次子ども・子育て支援事業計画では、妙高市の最上位計画である第3次総合計画におけるまちづくり大綱の一つである「郷土を築く人と文化を育むまちづくり」を基本に、第1次計画から引き継いだ「次代を担う子どもが輝く環境づくり」を目指し、引き続き子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを進めてまいります。

## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、「子どもの最善の利益」の確保を目指し、以下の7つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

### <基本目標>

#### 1 地域で支え合い子育てを支援する体制づくり

身近な地域で子育て支援の取り組みがなされるよう、子育て世帯と地域とのつながりを強化する施策を推進します。

#### 2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり

就学前の子どもへの教育・保育の充実のための環境づくりや体制の確保を図ります。

#### 3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり

安心して妊娠や出産できる体制づくりと、出産後に母子ともに健やかに育まれるよう各種健康診断や保健指導の充実を図ります。

#### 4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、就学児の教育環境の整備や、教育力を高めるための施策を展開します。

#### 5 働きやすく子育てしやすい環境づくり

仕事と家庭に生きがいを持てるよう、就労環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

#### 6 特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり

困難が生じている子どもや家庭が、地域で安心して生活できるよう環境整備を進めます。

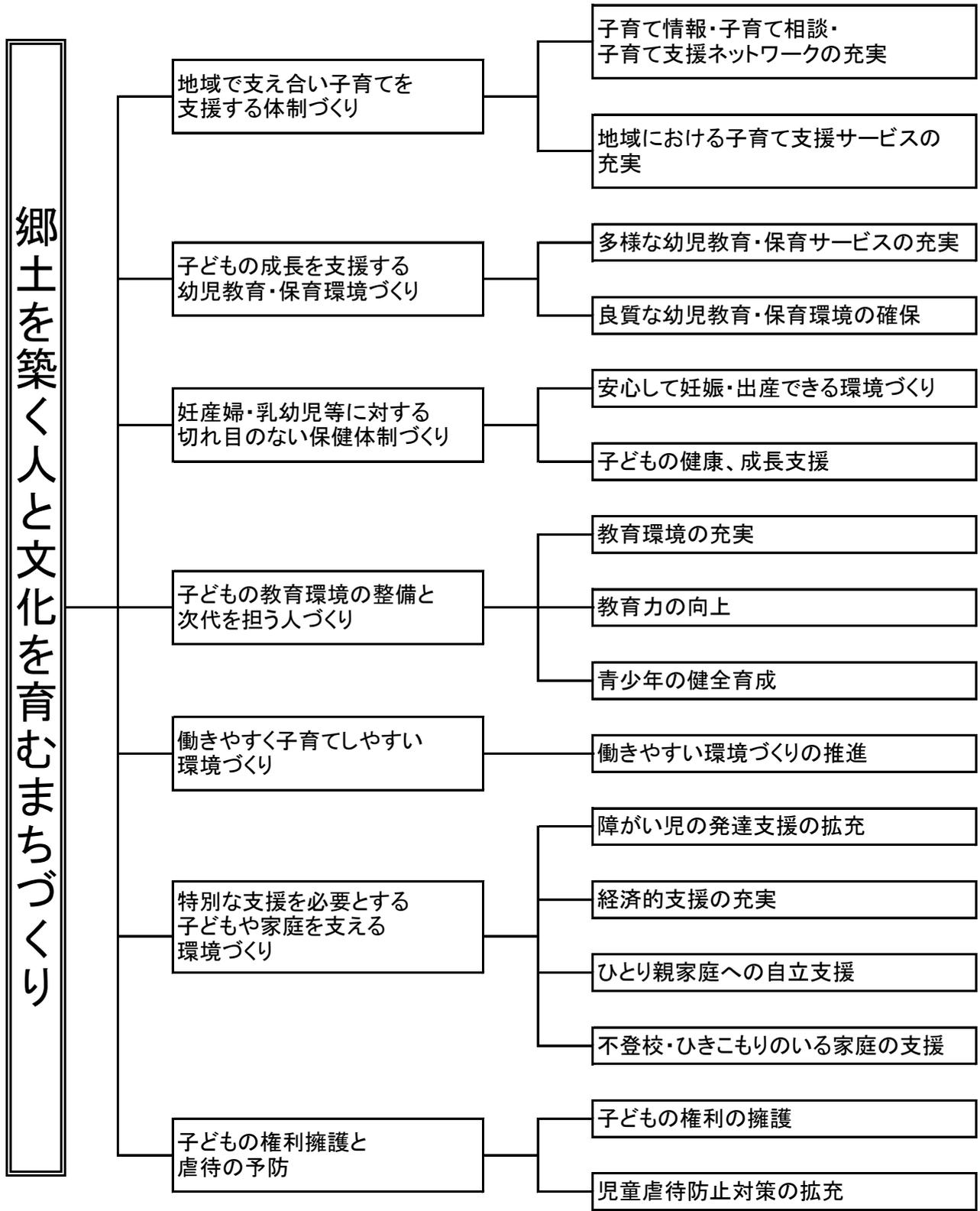
#### 7 子どもの権利擁護と虐待の予防

子どもの権利擁護と子どもの命を守ることを最優先とし、施策の推進を図ります。

# 第5章

## 子ども・子育て支援施策の展開

第5章 子ども・子育て支援施策の展開



## 基本目標 1 地域で支え合い子育てを支援する体制づくり

《関連する SDGs の目標》



## 1 子育て情報・子育て相談・子育て支援ネットワークの充実

## 【現状と課題】

- ・核家族化や人間関係の希薄化という状況は、今後もさらに進行することが推定できます。そのため、子育て中の親子が孤立しないよう、身近な場所で子育て情報の入手や相談できる場の確保が求められます。
- ・子ども家庭支援センターが子育て情報の一元発信の役割を担っているものの、現状ではその機能を有していないことからセンター機能の充実が求められています。
- ・子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりをしたり、仲間同士での問題解決などを行えるよう、誰もが気軽に立ち寄れるスペースの設置とともに、子育てサークル等についての育成や支援が望まれます。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
<b>(拡)子ども家庭支援センターの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て情報の一元管理と発信</li> <li>・情報共有会議の開催と、スマートフォンアプリ「えむぷら」の管理運営</li> </ul>	こども教育課
各種相談窓口の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センター</li> <li>・認定こども園・保育園</li> <li>・家庭児童相談室</li> <li>・子育て広場（地域子育て支援拠点）</li> <li>・健診時の子育て相談 その他</li> </ul>	こども教育課 健康保険課
1歳児家庭訪問の実施	こども教育課

子育ての仲間づくりと交流支援 ・ 子育て交流スペースの設置 ・ 子育てサークル等の活動支援	こども教育課
子育て支援機関や団体間のネットワーク強化	こども教育課

## 2 地域における子育て支援サービスの充実

### 【現状と課題】

- ・ 子育て家庭が、身近な地域で安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援サービスの提供に努めているところですが、保護者のニーズに的確に対応した質と量の確保が重要です。
- ・ 乳幼児を持つ家庭が地域で孤立しないよう、認定こども園などで開設している子育て広場（地域子育て支援拠点）の充実が望まれます。
- ・ 保護者の就労形態の多様化に対応して、ファミリー・サポート・センター事業のような相互支援による、きめ細かな子育て支援サービスの充実とともに、その周知に力を入れていくことが求められています。
- ・ 放課後等に家庭で保護者等が不在の就学児童が、安全・安心に過ごすとともに、多様な体験ができる場所の確保が必要です。

### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
子育て広場（地域子育て支援拠点）の拡充 ・ 地域のニーズを踏まえて拡充検討	こども教育課
ファミリー・サポート・センター事業の拡充 ・ <b>(新)活動の実態に即した会員の再構築</b> ・ 事業の周知と活用促進	こども教育課
放課後児童クラブの充実 ・ 運営体制の強化 ・ <b>(新)狭隘化した放課後児童クラブ（新井小学校区・斐太北小学校区）の環境整備</b>	こども教育課

(新)子育て交流施設の整備の検討	こども教育課
------------------	--------

## 基本目標2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり

《関連する SDGs の目標》



### 1 多様な幼児教育・保育サービスの充実

#### 【現状と課題】

- ・保護者の就労形態の多様化や保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実が求められています。
- ・待機児童はいませんが、引き続き子育て家庭のニーズを的確に把握しながら適正な保育士の確保を図る必要があります。

#### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
多様な保育ニーズへの対応 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業	こども教育課
(新)新たな保育ニーズ対応の検討	こども教育課
受け入れ体制の確保	こども教育課
保育料の無償化	こども教育課

## 2 良質な幼児教育・保育環境の確保

### 【現状と課題】

- ・ 保育園や認定こども園において、質の高い幼児期の教育や保育サービスを提供するために、より高い専門性を有する保育士の質を確保する必要があります。
- ・ 年齢の異なる子どもの混合保育などに対して、園の状況に応じた適切な環境を確保することが求められます。
- ・ 市内には4箇所 of 認定こども園と7箇所の保育園があります。将来の園児数を見極めながら、保育園の統合のほか、施設の老朽化への対応など、適切な施設の整備や管理が重要です。

### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
保育環境の整備 ・ 保育士・保育教諭の専門性の向上 ・ 子どもの成長発達や地域等の状況に応じた保育環境の確保	こども教育課
施設環境の整備 ・ (新)保育園等の統廃合 ・ 大規模改修等環境整備	こども教育課

## 基本目標3 妊産婦・乳幼児等に対する切れ目のない保健体制づくり

《関連する SDGs の目標》



## 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

## 【現状と課題】

- ・核家族化や働く高齢者・女性の増加など、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。そのため、保護者の不安や負担が増えていることから、妊娠から出産、子育てに至るまで一貫した切れ目のない支援が求められています。
- ・低出生体重児の原因の一つになっているたばこについて、妊婦の受動喫煙対策を強化する必要があります。
- ・妊娠から出産に係る母子保健事業を充実させ、妊産婦や乳幼児の一人ひとりの状況に応じた、適切な支援を行う必要があります。
- ・妊娠中から夫婦で子育てする大切さを知り、安心して出産や子育てに臨めるよう支援を進めるとともに、妊婦検診の重要性について普及啓発を行う必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
妊産婦の健康維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こんにちはすくすく相談窓口の開設</li> <li>・ 妊婦の夫への禁煙周知</li> <li>・ 妊産婦の状況把握と支援計画策定</li> <li>・ パパママ教室の開催</li> <li>・ 産前産後応援助成</li> </ul>	健康保険課

<p>育児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こんにちは赤ちゃん訪問、2か月児訪問の実施</li> <li>・ 多世代交流の場の設置</li> <li>・ こどもノートの配布</li> </ul>	健康保険課
<p>妊娠・出産を望む方への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不妊症等の方への情報提供</li> <li>・ 不妊症等の方への治療費助成</li> <li>・ (新)「出産サポートタクシー」の周知及び助成</li> <li>・ (新)出産費用の助成</li> </ul>	健康保険課

## 2 子どもの健康、成長支援

### 【現状と課題】

- ・ 市で相談窓口を開設していますが、相談内容が複雑化してきているため、職員一人ひとりのさらなる資質の向上が必要です。
- ・ 乳幼児期は、健康な身体と心が形成される最も重要な時期であり、基本的な生活習慣の習得が必要です。そのため、親子で規則正しい生活を送れるよう意識啓発や支援が必要です。
- ・ 出生数の減少から、乳幼児健診のあり方について検討する必要があります。
- ・ 大人になってからの生活習慣病の発症を予防するため、子どもの時から肥満予防に関する支援が必要です。
- ・ 乳幼児は病気等への抵抗力が弱く、一度かかると重篤化しやすいことから、正しく予防・対処できるよう支援していく必要があります。
- ・ 医療費の経済的負担を感じている保護者がいることから、負担軽減を図る必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診の実施方法の検討</li> <li>・ 肥満予防</li> <li>・ 乳幼児期にかかりやすい病気や対処法の周知</li> <li>・ 子ども医療費の無償化</li> </ul>	健康保険課

## 基本目標 4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり

《関連する SDGs の目標》



## 1 教育環境の充実

## 【現状と課題】

- ・ 学校施設の約7割が建築から30年以上経過しています。子どもたちが安全な環境で、安心して教育を受けることができる施設の維持及び確保が望まれます。
- ・ 学校の統廃合に伴い、通学距離が長くなった児童・生徒の安全な登下校を保障する必要があります。
- ・ 学習意欲のある生徒が経済的理由により高等教育への進学を断念することがないように、保護者の経済的負担を軽減し、就学機会の確保を図る必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
望ましい教育環境の整備 ・ 適正な児童数の確保 ・ 学校施設長寿命化計画に基づく整備 ・ (新)学校統廃合の検討	こども教育課
スクールバスの運行による通学手段の確保	こども教育課
就学援助費等の支給	こども教育課
奨学金の貸与	こども教育課
給食費の段階的無償化	こども教育課

## 2 教育力の向上

## 【現状と課題】

- ・ 家庭学習習慣の定着や家庭学習による授業の振り返りなどにより、学力の向上に結び付ける必要があります。
- ・ 将来、変化の激しい社会に対応するための知識や技術を身に付けるために、ほんもの教育を推進する必要があります。
- ・ インターネットやSNSといった新たなメディアが社会的に広がりを見せる中、判断力が十分に醸成されていない小中学生がトラブルに巻き込まれやすい状況にあることから、情報モラル教育の充実に努める必要があります。また、情報化社会に適応するため、理論的な思考能力の養成を図る必要があります。
- ・ グローバル化が進展する中、必ずしも英語力やコミュニケーション能力が十分とは言えないことから、それらの能力を培っていく必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
家庭学習習慣の定着による学力の向上	こども教育課
ほんもの教育の推進 ・感動体験の推進 ・平和学習の推進 ・キャリア教育の推進 ・フレンドスクールの実施	こども教育課
情報モラル教育の推進	こども教育課
プログラミング教育の推進	こども教育課
タブレット端末など、デジタル機器を活用した教育の推進	こども教育課
英語力やコミュニケーション能力の向上	こども教育課

## 3 青少年の健全育成

## 【現状と課題】

- ・ 青少年期は大人になるための準備期間であるとの認識にたち、将来社会の中で自分らしく生きるためのモラルや知識・技術を身に着ける必要があります。
- ・ 次代の親になるために、生命の大切さや親となることの意義を学ぶとともに、育児の楽しさを感じる事が大切です。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
いじめ・不登校対策の推進 ・ 講習会の開催 ・ 早期発見・予防啓発	こども教育課

健全な父性・母性の醸成 ・赤ちゃんふれあい体験講座の開催	生涯学習課
---------------------------------	-------

## 基本目標5 働きやすく子育てしやすい環境づくり

《関連する SDGs の目標》



### 1 働きやすい環境づくりの推進

#### 【現状と課題】

- ・育児休業制度や短時間勤務制度などの子育て家庭を支援する制度等が不十分な事業所があり、その改善が望まれます。
- ・子どもを安心して産み育てるための制度が整っていても、必ずしも活用されているわけではありません。制度の周知のほかに、子育てや働き方の意識の改革が望まれます。
- ・「ワーク・ライフ・バランス」の理解が進んでいないことから、まずは意識を変えて取り組もうとする姿勢が重要です。
- ・女性の家事・育児等への負担割合が高いことから、男女が共同して子育てや家事に参画できる環境づくりを推進する必要があります。

#### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
子育て家庭が安心して子育てできる雇用環境の整備	観光商工課
各種制度活用に向けた事業主への啓発実施	観光商工課
ワーク・ライフ・バランス意識の普及 ・市民向け意識啓発活動 ・事業所向け意識啓発活動	生涯学習課 観光商工課

男女共同参画の推進	生涯学習課
認定こども園・保育園の運営（再掲）	こども教育課
病児・病後児保育室の運営（再掲）	こども教育課
ファミリー・サポート・センター事業実施（再掲）	こども教育課
放課後児童クラブの運営（再掲）	こども教育課

## 基本目標6 特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり

《関連する SDGs の目標》



### 1 障がい児の発達支援の拡充

#### 【現状と課題】

- ・各種健康診断や保育園・認定こども園において、発達障がい等の疑いがある児童について、早期発見と早期支援が必要です。
- ・障がい児に対する必要な相談支援や療育体制の充実を図りながら専門的な対応が必要です。

#### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
早期療育施設ひばり園の充実 ・障害児相談支援事業所 ・発達支援事業所	こども教育課
療育相談、小児発達専門外来の受診支援	こども教育課
特別児童扶養手当の支給	こども教育課

## 2 経済的支援の充実

### 【現状と課題】

- ・核家族化の進展などにより、祖父母と別々に暮らす子育て夫婦の経済的負担感が増すことで、子どもを産み育てるという選択をあきらめる可能性があることから、経済的な支援が望まれます。
- ・子育て家庭の経済的支援のための国・県の支援制度はありますが、十分ではないことから市独自の支援策が望まれます。
- ・障がい児のいる家庭の子育て負担の軽減を図る必要があります。

### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
児童手当の支給	こども教育課
子ども医療費の無償化（再掲）	健康保険課
保育料の無償化（再掲）	こども教育課
就学援助費等の支給（再掲）	こども教育課
奨学金の貸与（再掲）	こども教育課
給食費の段階的無償化（再掲）	こども教育課
学用品リユースの実施	こども教育課
各種サービス利用時の市独自減免制度	各 課
<b>(新)生活困窮世帯への学習支援策の検討</b>	こども教育課
特別児童扶養手当の支給（再掲）	こども教育課

## 3 ひとり親家庭への自立支援

### 【現状と課題】

- ・ひとり親家庭では、子どもの養育や経済的な面で困難が生じている家庭が多い傾向にあることから、経済的支援のほかに就労や自立に向けた支援を充実する必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
児童扶養手当の支給	こども教育課
ひとり親家庭等医療費助成	こども教育課
就業・就職支援 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 相談支援	こども教育課

## 4 不登校・ひきこもりのいる家庭の支援

## 【現状と課題】

- ・ 不登校からひきこもりへ移行する可能性が高いことから、本人や家族を支援しながら、1日も早い復帰を促すための支援が必要です。
- ・ 家庭以外の居場所を確保することにより、社会復帰や就労に向けた訓練の場を提供することが望まれます。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
子ども・若者支援専門員による相談支援や家庭訪問の実施	こども教育課
わくわくホームの定期開設	こども教育課

## 基本目標7 子どもの権利擁護と虐待の防止

《関連する SDGs の目標》



### 1 子どもの権利の擁護

#### 【現状と課題】

- ・すべての子どもの健全な育成と権利の尊重が確保されるための環境づくりに向け、児童の権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取り組みを進めていく必要があります。

#### 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
人権教育の推進	こども教育課
子どもの権利擁護等啓発活動	こども教育課

### 2 児童虐待防止対策の拡充

#### 【現状と課題】

- ・虐待はいつ起きるか分かりません。子どもの安全を最優先し迅速で適切な対応を図るため、体制の充実が望まれます。
- ・児童虐待の増加や重篤化が全国的に課題となっており、虐待の未然防止に向けた取り組みが重要です。
- ・不幸にして虐待の事案が発生した場合は、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、早期解消と再発の防止を図る必要があります。

## 【主な取り組み】

取り組み内容	所 管
子ども家庭総合支援拠点の機能強化	こども教育課
要保護児童対策地域協議会の運営	こども教育課
家庭児童相談室の体制強化	こども教育課
関係機関に対する早期発見・早期対応のための研修 機会の充実	こども教育課
児童相談所・警察等関係機関との連携強化	こども教育課
虐待家庭への相談支援	こども教育課

## 子どもの貧困対策に関する取り組み

取り組み内容	計画内の位置付け
保育料の無償化	基本目標 2 1 多様な幼児教育・保育サービスの充実 基本目標 6 2 経済的支援の充実
子ども医療費の無償化	基本目標 3 2 子どもの健康、成長支援 基本目標 6 2 経済的支援の充実
就学援助費等の支給	基本目標 4 1 教育環境の充実 基本目標 6 2 経済的支援の充実
奨学金の貸与	基本目標 4 1 教育環境の充実 基本目標 6 2 経済的支援の充実
段階的な給食費の無償化	基本目標 4 1 教育環境の充実 基本目標 6 2 経済的支援の充実
特別児童扶養手当の支給	基本目標 6 1 障がい児発達支援の拡充 2 経済的支援の充実
児童手当の支給	基本目標 6 2 経済的支援の充実
学用品リユースの実施	基本目標 6 2 経済的支援の充実
各種サービス利用時の市独自減免制度	基本目標 6 2 経済的支援の充実
生活困窮世帯への学習支援策の検討	基本目標 6 2 経済的支援の充実
児童扶養手当の支給	基本目標 6 3 ひとり親家庭への自立支援
ひとり親家庭等医療費助成	基本目標 6 3 ひとり親家庭への自立支援

# 第6章

## 目標達成に向けた取組

## 第6章 目標達成に向けた取組

## 基本目標1 地域で支え合い子育て家庭を支援する体制づくり 成果指標

## 1 子育て情報・子育て相談・子育て支援ネットワークの充実

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
みんなで子育て応援事業	子どもと家庭に関する相談対応、情報提供、子育て支援事業等を実施する子ども家庭支援センターの運営。	こども家庭支援センターの設置 1箇所	こども家庭支援センターの設置 1箇所	こども教育課
	情報発信：スマートフォンアプリによる情報提供を行う。 利用者に必要な情報を適時に届ける。	利用登録者数：879人	利用登録者数：1,000人	
家庭児童相談・子どもの虐待防止事業	1歳児家庭訪問を実施し各家庭において育児相談に応じる。 1歳家庭訪問：家庭児童相談員等が1歳児の家庭を訪問し、助言、指導などの支援を行う。	対象世帯数：197世帯 訪問世帯数：172世帯 実施率：87.3%	実施率：95%以上 (認定こども園・保育園に入園済みの1歳児を除く)	こども教育課

## 2 地域における子育て支援サービスの充実

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
みんなで子育て応援事業	子育て広場：子どもの遊び場の提供と保護者同士の交流の機会を提供し、子育てに関する講習会等を開催する。	子育て広場 8箇所開設 (新井、斐太南、新井南、妙高高原、妙高、さくらこども園、よつばこども園、和田にじいるこども園) 年間利用者数：9,225人	年間利用者数：10,000人	こども教育課
	ファミリー・サポート・センター：様々な子育て支援内容について、会員相互で援助し合う仕組みを整えコーディネートする。	ファミリー・サポート・センター 1箇所 サービス提供会員数：123人 依頼会員：575人 両方会員：42人 利用件数：1,195件	サービス提供会員数：150人 利用件数：1,200件	
放課後児童クラブ事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成並びに保護者の子育て及び就労の両立を図る。	年間継続利用者数：271人 実施クラブ数：8箇所 学校区毎の開設率：100% 支援員有資格者配置クラブ率：100%	年間継続利用者数：380人 実施クラブ数：8箇所 学校区毎の開設率：100% 支援員有資格者配置クラブ率：100%	こども教育課

## 基本目標2 子どもの成長を支援する幼児教育・保育環境づくり 成果指標

## 1 多様な幼児教育・保育サービスの充実

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
認定こども園・保育園運営事業	保育が必要な子どもの受け入れや幼児教育の推進を行う。	6ヶ月児からの受入(8園) 延長保育(必要全園) 一時保育(必要全園)※公立園のみ 土曜午後保育(拠点園)	夜間保育の受け入れ検討園：0園 休日保育の受け入れ検討園：0園 ※民営化を含め今後検討	こども教育課
病児保育事業	病氣中または病氣回復期の児童で、集団保育が困難な期間、一時的に預かる。	※病後児保育事業 設置 1箇所(けいなん総合病院内) 定員：3名 開設日数：36日 利用者数：39人	開設日数：244日 年間延べ利用者数：300人	こども教育課

## 2 良質な幼児教育・保育環境の確保

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
認定こども園・保育園運営事業	安全で快適な保育環境と質の高い幼児教育、保育サービスの提供及び、職員研修などによる保育人材の確保と育成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種保育サービスの提供(延長、一時、預かり保育等)</li> <li>特色ある園活動(制作活動やリズム遊びなどの表現活動、体幹や運動機能を高める運動あそび、自然体験、茶道や楽器演奏などのほんもの体験、地域行事への参加)</li> <li>第三子保育料無償化の認定</li> <li>保育士資格の取得支援 保育士資格取得者：1人</li> </ul>	保護者の園運営に対する満足度：100%	こども教育課
認定こども園・保育園園舎等整備事業	園児の安全性や施設機能の確保及び快適な園環境を整えるため、計画的に施設の改修・整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭改修工事</li> <li>冷暖房機器設置・取替工事等</li> <li>園舎内改修・整備工事</li> <li>園舎等解体撤去工事</li> </ul>	大規模改修等の方針決定 園舎等の計画的な整備 園舎整備率：100%	こども教育課

## 基本目標3 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健体制づくり 成果指標

## 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
すくすく親子健康づくり事業	窓口、訪問、電話で個別育児相談の実施や育児情報提供を行う。	こんにちはすくすく相談窓口を設置 育児情報提供：みょうこうチャンネル、市ホームページ等	継続実施	健康保険課
	パパママ教室：妊娠中の栄養の話や沐浴及び妊婦体験、情報交換等を実施する。	パパママ教室の開催 初産夫婦の参加率：37.7%	初産夫婦の参加率：70%	
	安心して妊娠・出産を迎えられるよう、切れ目のない支援を行う。	出生届出時のアンケートによる回答の割合 (現状値なし)	100%	
	妊婦健康診査受診票交付：定期受診をして、母子の健康管理を行うため妊娠届出時に14回分交付する。	受診率：100% (未受診者及び中断者0人)	受診率：100% (未受診者及び中断者0人)	
	こんにちは赤ちゃん訪問：生後4カ月までの赤ちゃんがいる家庭への全戸訪問を行う。	訪問実施：99.3%	訪問実施率：100% 4カ月までの健康状態把握率：100%	
	不妊治療費助成：1回あたり10万円を限度に通算5年間助成する。	特定不妊治療：延14件 一般不妊治療：年1回、11件	継続実施	
	不育治療費助成：1回あたり30万円を限度に通算5年間助成する。	実績なし	継続実施	

## 2 子どもの健康、成長支援

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
すくすく親子健康づくり事業	乳幼児健康診査：成長発達の確認、病気の早期発見、育児相談、助言する。	受診率98.3% 年72回実施	受診率：99%	健康保険課
歯科保健対策事業	幼児歯科検診、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯の予防を行う。	むし歯のない3歳児の割合：88.8%	むし歯のない3歳児の割合：90%	健康保険課
感染症予防対策事業	感染症予防のため、感染症と予防についての情報提供する。予防接種法等で定められている予防接種を実施する。	法定接種の実施 感染症と予防についての情報提供	継続実施	健康保険課
妊産婦・子ども医療助成事業	高校卒業まで子どもの医療費を助成する。出生から中学卒業までの子どもの入院・通院にかかる一部負担金は無償とする。(R2.10月～)	受給者証交付者数：4,189人	継続実施	健康保険課

## 基本目標4 子どもの教育環境の整備と次代を担う人づくり 成果指標

## 1 教育環境の充実

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
子どもの通学等対策事業	子どものバス無料化事業 中学生以下の児童生徒に対し路線バス等運賃を無料にすることにより、子どもの学習や交流など自主活動を支援する。	利用件数：2,012件	継続実施	こども教育課
奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生に対して、奨学金貸付支援を行う。 貸付額 高校15,000円/月 大学(専門・短大)30,000円/月	貸付実績 高校 11人 1,980,000円 専門学校 15人 5,400,000円 大学・短大 62人 22,320,000円	継続実施	こども教育課
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業 総合支援学校教育振興事業	要保護、準要保護児童生徒援助費(小・中・特) 経済的理由などで就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して学用品等の一部を援助する。 援助費目 ・学用品費(年定額支給) ・給食費(実費支給) ・児童生徒会費(実費支給 上限あり) 等	援助児童生徒：428人 援助費総額：39,401,878円	継続実施	こども教育課

## 2 教育力の向上

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
基礎学力向上支援事業	小学3年生以上の全児童生徒が妙高市独自の家庭学習ノートを活用し、家庭での学習習慣の定着を図るとともに、市内の小・中学校における放課後等学習支援を実施する。	「私の家庭学習ノート(a y u m i)」の活用 放課後等学習支援の実施：延531回	継続実施(放課後等学習支援)	こども教育課
コミュニティ・スクール推進事業	地域住民との連携や地域との結び付きを学校運営に活かした取り組みを実践する。	コミュニティ・スクールの設置数：10校	コミュニティ・スクールの設置数：11校	こども教育課
中学校教育振興事業	太平洋戦争についての歴史的な事実を正しく認識し、平和を願い命を大切にすることを目的に広島平和記念式典に市内の中学生の代表を派遣する。	広島平和記念式典への参加	継続実施	こども教育課
フレンドスクール事業	長期の集団生活や自然体験活動を通して、社会性、コミュニケーション能力の育成を図る。 小学6年生を対象にした4泊5日の長期宿泊体験を実施する。	市内小学6年生：251人参加	継続実施	こども教育課
いじめ・不登校対策推進	情報モラル教育の推進 「妙高市インターネット等の利用に関するこども宣言」に基づく取組により、インターネットやスマートフォンの利用モラルやマナーについて児童生徒と保護者が一緒に考えることができるよう支援する。	携帯電話やスマートフォンを原則「持たない」、「持たせない」運動の実施	継続実施	こども教育課
特色ある教育活動支援事業	各学校の特色や地域の実情を生かし、子どもたちが「豊かな心」「確かな学力」「たくましい体」を身に付けることができるよう支援を行う。	各学校への特色ある教育活動支援交付金交付 総合学習に係る経費支援 新井南小への海外宿泊体験学習補助金交付	目的を達成した学校の割合：100% 課題を解決した学校の割合：100%	こども教育課

## 3 青少年の健全育成

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
いじめ・不登校対策推進事業	いじめ不登校の未然防止・早期発見解消を図り、不登校児童生徒の再登校を目指す。	適応指導教室の開設（新井総合コミュニティセンター内） ※相談員兼指導員2人交替勤務 ・電話、来室による教育相談窓口の開設 ・ネットモラル講演会の開催：4回 ・いじめの解消率：72.7% ・不登校児童の生徒の再登校率：32.5%	いじめの解消率：100% 不登校児童・生徒の再登校率：100%	こども教育課
地域で子ども育成事業	中学3年生を対象に赤ちゃんとのふれあい体験講座を実施する。	・対象者：中学3年生 272人（全中学校で実施） ・協力ボランティア数：延132組	継続実施	生涯学習課

## 基本目標5 働きやすく子育てしやすい環境づくり 成果指標

## 1 働きやすい環境づくりの推進

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
労働総務費	一般求職者等を対象とした就職ガイダンス及び就労相談会の開催に係る周知・啓発を行う。	広報誌、ホームページ等への掲載：14回	広報誌、ホームページ等への掲載：10回	観光商工課
	育児・介護休業制度等に関する周知・啓発を行う。	広報誌への掲載：1回 商工会議所、商工会への啓発：1回	広報誌への掲載：1回 商工会議所、商工会への啓発：1回	
男女共同参画推進事業	男女の共同参画意識を高めるため、男女が共にあゆむパートナープランを推進する。	広報誌への掲載：2回	掲載：2回	生涯学習課

## 基本目標6 特別な支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり 成果指標

## 1 障がい児の発達支援の拡充

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
早期療育施設「ひばり園」運営事業	心身に障がいを抱える子どもの集団適応能力を高めるための支援をする。	相談支援事業及び児童発達支援事業の実施 ひばり園実登録人数：113人 ひばり園延利用人数：1,845人	継続実施	こども教育課
家庭児童相談・子どもの虐待防止事業	からだや心、ことばなどの発達に心配のある子どもへの療育相談や、医療機関への受診同行を行う。	障がいの相談対応件数：286件	継続実施	こども教育課
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業	精神または身体に障がいをもつ児童の福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当受給者：67人 対象児童：69人 (1級：32人、2級：37人)	継続実施	こども教育課

## 2 経済的支援の充実

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
児童手当支給事業	0歳から中学校修了までの子どもがいる保護者に対し、手当を支給する。 支給月額 ・0～3歳未満 15,000円 ・3歳～小学校修了前(1,2子) 10,000円 ・3歳～小学校修了前(3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限世帯 5,000円	対象世帯：1,777世帯 支給金額：439,845,000円	継続実施	こども教育課
みんなで子育て応援事業	市民の方から譲り受けた学用品のリユースを行う。	学用品のリユース ・高校用品：49点 ・中学校用品：94点 ・小学校用品：29点 ・保育園用品：6点	継続実施	こども教育課

## 3 ひとり親家庭への自立支援

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭に手当を支給し、生活の安定と自立促進、福祉の向上を図る。	手当受給資格者：169人 (うち父子は14人)	継続実施	こども教育課
ひとり親家庭等医療費助成事業	父子・母子家庭の経済負担の軽減を図るために、医療費の一部を助成する。	受給対象者：462人 支給件数：5,011件 助成額：9,750,956円	継続実施	こども教育課
母子・寡婦福祉対策費	能力開発や資格取得を希望する母子・父子に対し、給付金を支給し自立を支援する。	自立支援教育訓練給付金：1人 高等職業訓練促進給付金：1人	継続実施	こども教育課

## 4 不登校・ひきこもりのいる家庭の支援

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
子ども・若者育成支援事業	子どもや若者の健やかな育成と、自立した社会生活を営むことができるように支援を行う。	相談支援件数：235回 不登校の子を持つ親の集まりの開催：12回 延参加者数：64人 子どもの居場所の提供 「ぶらっとホーム」の参加者：延26人	継続実施	こども教育課

## 基本目標7 子どもの権利擁護と虐待の防止 成果指標

## 1 子どもの権利の擁護

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
人権教育の推進 子どもの権利擁護等啓発活動	児童の権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取り組みを進める。	家庭児童相談室の開設による子どもの人権の保護 人権・同和教育の推進 情報モラル教育の徹底と啓発	継続実施	こども教育課

## 2 児童虐待防止対策の拡充

主要な事業	事業概要	平成30年度末状況	成果指標(令和6年度)	担当課
家庭児童相談・子どもの虐待防止事業	関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会で、虐待以外の事由に対しても支援の必要な児童、家庭に対応する。	要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催：1回 要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催：4回	要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催：1回の継続 実務者会議の開催：4回の継続	こども教育課
	認定こども園・保育園、小・中学校、民生児童委員など関係機関を通じて市民へ虐待に関する情報や通告義務の周知し、虐待予防意識の高揚を図る。	虐待の新規発生件数：5件 チラシの配布や啓発活動、研修会の開催：8回	虐待の新規発生件数の減少	
	虐待につながりやすい家庭の把握をし、支援する。	家庭児童相談件数：876件 1歳児家庭訪問率：87.3%	継続	
	認定こども園・保育園への訪問や各種健診で支援が必要な児童の保護者に対して気づきを促したり、情報提供を行う。	全認定こども園・保育園への巡回訪問 1歳6か月児健診、3歳児健診時の相談会開催	全認定こども園・保育園への訪問及び検診時の立会いの継続実施	
	把握した虐待への早期対応のため、児童相談所及び警察等関係機関との連携強化を図り、子どもの安全を確保する。	虐待通告・通報に対する対応（情報収集、情報提供、安否確認、保護等） 定期的な児童の生活状況の確認	虐待通告・通報に対する対応（情報収集、情報提供、安否確認、保護等） 定期的な児童の生活状況の確認の継続	
	虐待で把握した世帯への支援、助言を行う。	家庭訪問回数：55回	家庭訪問の継続	

# 第7章

## 教育・保育の提供体制

## 第7章 教育・保育の提供体制

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 区域設定の考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することとなります。

このため、本市では第1次計画に引き続き次のとおり区域を設定し、区域の実情、ニーズに応じたサービスを提供します。

#### (2) 妙高市における区域設定

合併前の旧市町村エリアを基本に「新井区域」「妙高高原区域」「妙高区域」の3区域とし、下表の「区域ごとに設定する事業」としては5事業とします。

市内全域を対象に一体的に取り組んでいる事業については、区域ごとに需要・供給を把握する必要が低いことから、「市全体で設定する事業」として7事業を設定しました。

区域の分類	事業名
区域ごとに設定する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育保育事業（1号認定、2号認定、3号認定）</li> <li>・時間外保育事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（子育て広場）</li> </ul>
市全体で設定する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・妊婦検診</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul>

## 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

### (1) 教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画期間（令和2年度～令和6年度）における、教育・保育や子ども・子育て支援事業の利用者の見込み（量の見込み）と、量の見込みに対する施設の確保方策等を次のとおり定めます。

量の見込みの算定方法は、『第3次妙高市総合計画』に掲げられた子ども人口推計値、ニーズ調査から算出した教育・保育等の利用者の割合、現在の利用状況等を基に算定しました。

1号認定（教育を必要とする3歳以上の児童）、2号認定（保育を必要とする3歳以上の児童）、3号認定（保育を必要とする3歳未満の児童）の児童を対象とし、教育・保育を提供します。

## (1) 教育・保育の量

## 【新井区域】

## ◇令和2年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		80人	450人	46人	204人
②確保の内容	認定こども園・保育園	117人	576人	46人	211人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		37人	126人	0人	7人

## ◇令和3年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		80人	450人	46人	204人
②確保の内容	認定こども園・保育園	117人	576人	46人	211人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		37人	126人	0人	7人

## ◇令和4年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		80人	455人	47人	200人
②確保の内容	認定こども園・保育園	117人	537人	47人	200人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		37人	82人	0人	0人

## ◇令和5年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		80人	455人	47人	200人
②確保の内容	認定こども園・保育園	117人	537人	47人	200人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		37人	82人	0人	0人

## ◇令和6年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		80人	455人	47人	200人
②確保の内容	認定こども園・保育園	117人	537人	47人	200人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		37人	82人	0人	0人

## 【妙高高原区域】

## ◇令和2年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		10人	50人	5人	20人
②確保の内容	認定こども園・保育園	40人	105人	6人	24人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		30人	55人	3人	4人

## ◇令和3年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		10人	50人	5人	20人
②確保の内容	認定こども園・保育園	40人	105人	6人	24人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		30人	55人	3人	4人

## ◇令和4年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		10人	45人	4人	20人
②確保の内容	認定こども園・保育園	40人	105人	6人	24人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		30人	60人	2人	4人

## ◇令和5年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		10人	45人	4人	20人
②確保の内容	認定こども園・保育園	40人	105人	6人	24人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		30人	60人	2人	4人

## ◇令和6年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		10人	45人	4人	20人
②確保の内容	認定こども園・保育園	40人	105人	6人	24人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		30人	60人	2人	4人

## 【妙高区域】

## ◇令和2年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		0人	55人	4人	16人
②確保の内容	認定こども園・保育園	0人	66人	6人	18人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		0人	11人	2人	2人

## ◇令和3年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		0人	55人	4人	16人
②確保の内容	認定こども園・保育園	0人	66人	6人	18人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		0人	11人	2人	2人

## ◇令和4年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		0人	50人	4人	16人
②確保の内容	認定こども園・保育園	0人	66人	6人	18人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		0人	16人	2人	2人

## ◇令和5年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		0人	50人	4人	16人
②確保の内容	認定こども園・保育園	0人	66人	6人	18人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		0人	16人	2人	2人

## ◇令和6年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		0人	50人	4人	16人
②確保の内容	認定こども園・保育園	0人	66人	6人	18人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		0人	16人	2人	2人

## 【全体】

## ◇令和2年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		90人	555人	55人	240人
②確保の内容	認定こども園・保育園	157人	747人	58人	253人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		67人	192人	3人	13人

## ◇令和3年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		90人	555人	55人	240人
②確保の内容	認定こども園・保育園	157人	747人	58人	253人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		67人	192人	3人	13人

## ◇令和4年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		90人	550人	55人	236人
②確保の内容	認定こども園・保育園	157人	708人	59人	242人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		67人	158人	4人	6人

## ◇令和5年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		90人	550人	55人	236人
②確保の内容	認定こども園・保育園	157人	708人	59人	242人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		67人	158人	4人	6人

## ◇令和6年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
①量の見込み		90人	550人	55人	236人
②確保の内容	認定こども園・保育園	157人	708人	59人	242人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人
過不足 (②-①)		67人	158人	4人	6人

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保方策及びその実施時期を定めます。

## ①時間外保育事業

## 事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育園で保育を行います。現在、全園で実施しています。

## 算出対象年齢

0歳～5歳

## 単位

人（有料実人数）

## 量の見込みの算出方法

過去の実績により算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新井区域	①量の見込み	80人 9カ所	80人 9カ所	80人 7カ所	80人 7カ所	80人 7カ所
	②確保の内容	90人 9カ所	90人 9カ所	90人 7カ所	90人 7カ所	90人 7カ所
	③過不足(②-①)	10人	10人	10人	10人	10人
妙高高原区域	①量の見込み	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所
	②確保の内容	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所
	③過不足(②-①)	5人	5人	5人	5人	5人
妙高区域	①量の見込み	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所	5人 1カ所
	②確保の内容	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所	10人 1カ所
	③過不足(②-①)	5人	5人	5人	5人	5人
全体	①量の見込み	90人 11カ所	90人 11カ所	90人 9カ所	90人 9カ所	90人 9カ所
	②確保の内容	110人 11カ所	110人 11カ所	110人 9カ所	110人 9カ所	110人 9カ所
	③過不足(②-①)	20人	20人	20人	20人	20人

## ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 事業概要

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する事業です。既存のクラブの運営内容や設備の充実を図るとともに、支援を行う人材の確保、育成に努めます。

本市では、全校区で開設しています。

## 算出対象年齢等

小学校1年生～6年生

## 単位

人（利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

学年別人口推計、校区別利用傾向を勘案し算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新井区域	①量の見込み	265人 8カ所	265人 8カ所	270人 8カ所	300人 9カ所	300人 9カ所
	②確保の内容	270人 8カ所	270人 8カ所	280人 8カ所	310人 9カ所	310人 9カ所
	③過不足(②-①)	5人	5人	10人	10人	10人
妙高高原区域	①量の見込み	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所
	②確保の内容	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所	60人 2カ所
	③過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
妙高区域	①量の見込み	15人 1カ所	15人 1カ所	15人 1カ所	20人 1カ所	20人 1カ所
	②確保の内容	30人 1カ所	30人 1カ所	30人 1カ所	30人 1カ所	30人 1カ所
	③過不足(②-①)	15人	15人	15人	10人	10人
全 体	①量の見込み	340人 11カ所	340人 11カ所	345人 11カ所	380人 12カ所	380人 12カ所
	②確保の内容	360人 11カ所	360人 11カ所	370人 11カ所	400人 12カ所	400人 12カ所
	③過不足(②-①)	20人	20人	25人	20人	20人

※放課後児童クラブは、小学校区単位で開設していますので、新井区域5カ所、妙高高原区域2カ所、妙高区域1カ所となります。いっぽうで、国は40人を超えるクラブは分割することが望ましいとしており、その場合、2つに分割して「支援の単位の数2カ所」と数えることから、ここでは「支援の単位の数」で開設数をカウントしています。

## ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

## 事業概要

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）は、保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業ですが、本市では実施していません。

## 算出対象年齢等

小学校1年生～6年生

## 単位

人日（利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

ニーズ調査の結果により算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所
	②確保の内容	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所	0人 0カ所
	③過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ④地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

## 事業概要

在宅で子育てをする家庭への遊びの場として、さらには保護者同士の仲間づくり、育児相談の場として保育所等地域の身近な場所を開放します。今後も引き続き、親子がともに成長できる場の提供により、子育て支援の拠点として、さらには子育て情報の一元管理・一元提供の場として充実を図ります。

## 算出対象年齢

0歳～2歳

## 単位

人（延べ利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

令和元年度の月別利用実績、及び対象児童数により算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新井区域	①量の見込み	6,345 人 6 カ所	6,381 人 6 カ所	7,142 人 6 カ所	7,142 人 6 カ所	7,142 人 6 カ所
	②確保の内容	8,448 人 6 カ所				
	③過不足(②-①)	2,103 人	2,067 人	1,306 人	1,306 人	1,306 人
妙高高原区域	①量の見込み	872 人 1 カ所	877 人 1 カ所	982 人 1 カ所	982 人 1 カ所	982 人 1 カ所
	②確保の内容	1,728 人 1 カ所				
	③過不足(②-①)	856 人	851 人	746 人	746 人	746 人
妙高区域	①量の見込み	714 人 1 カ所	718 人 1 カ所	804 人 1 カ所	804 人 1 カ所	804 人 1 カ所
	②確保の内容	864 人 1 カ所				
	③過不足(②-①)	150 人	146 人	60 人	60 人	60 人
全 体	①量の見込み	7,931 人 8 カ所	7,976 人 8 カ所	8,928 人 8 カ所	8,928 人 8 カ所	8,928 人 8 カ所
	②確保の内容	11,040 人 8 カ所				
	③過不足(②-①)	3,109 人	3,064 人	2,112 人	2,112 人	2,112 人

## ⑤一時預かり事業

## 事業概要

保育認定を受けない子どもの保護者の病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどにより保育が必要となる際に、一時的に子どもを預かるものです。ニーズが高く、充実を図る必要があります。

## 算出対象年齢

1歳～5歳

## 単位

人（延べ利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

ニーズ調査の結果により算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新井区域	①量の見込み	1,800人 8カ所	1,800人 8カ所	1,800人 6カ所	1,800人 6カ所	1,800人 6カ所
	②確保の内容	6,240人 8カ所	6,240人 8カ所	4,680人 6カ所	4,680人 6カ所	4,680人 6カ所
	③過不足(②-①)	4,440人	4,440人	2,880人	2,880人	2,880人
妙高高原区域	①量の見込み	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所
	②確保の内容	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所
	③過不足(②-①)	680人	680人	680人	680人	680人
妙高区域	①量の見込み	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所	100人 1カ所
	②確保の内容	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所	780人 1カ所
	③過不足(②-①)	680人	680人	680人	680人	680人
全 体	①量の見込み	2,000人 10カ所	2,000人 10カ所	2,000人 8カ所	2,000人 8カ所	2,000人 8カ所
	②確保の内容	7,800人 10カ所	7,800人 10カ所	6,240人 8カ所	6,240人 8カ所	6,240人 8カ所
	③過不足(②-①)	5,800人	5,800人	4,240人	4,240人	4,240人

## ⑥病児・病後児保育事業

## 事業概要

けいなん総合病院の部屋を借りて病児・病後児保育事業を実施しています。医師の診断に基づき、急性期（病児）から回復期（病後児）の集団保育が困難な子どもを、専属の保育士が預かります。

## 算出対象年齢等

6ヶ月～5歳、小学校1年生～6年生

## 単位

人（延べ利用人数）/年

## 量の見込みの算出方法

令和元年度の月別利用実績、及び伸び率を推定して算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	237 人 1 カ所	251 人 1 カ所	266 人 1 カ所	282 人 1 カ所	300 人 1 カ所
	②確保の内容	976 人 1 カ所				
	③過不足(②-①)	739 人	725 人	710 人	694 人	676 人

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

## 事業概要

子育て中の保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい者（お願い会員）と、援助を行いたい者（まかせて会員）との相互活動に関する連絡調整を行います。

## 算出対象年齢等

0歳～5歳、小学校1年生～6年生

## 単位

人（延べ利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

令和元年度の月別利用実績及び対象年齢児童数を勘案して算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	1,200 人 1 カ所				
	②確保の内容	3,000 人 1 カ所				
	③過不足(②-①)	1,800 人				

## ⑧利用者支援事業

## 事業概要

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健等に関する様々な相談に応じ、支援が必要な場合には、身近なところで利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して継続的な支援を行います。

## 算出対象年齢

—

## 単位

人（延べ利用者数）/年

## 量の見込みの算出方法

ニーズ調査により算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	②確保の内容	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	③過不足(②-①)	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

## ⑨妊婦健康診査

## 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中に適時・適切な医学的検査を実施します。

## 算出対象年齢

—

## 単位

人（受診者数）/年

## 量の見込みの算出方法

出生数の推計値から算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	200人	200人	200人	200人	200人
	②確保の内容	200人	200人	200人	200人	200人
	③過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

## 事業概要

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

## 算出対象年齢

0歳

## 量の見込みの算出方法

出生数の推計から算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	200人	200人	200人	200人	200人
	②確保の内容	200人	200人	200人	200人	200人
	③過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ⑪養育支援訪問事業

## 事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等の、その家庭に適切な支援を実施します。

## 算出対象年齢

—

## 単位

件（訪問件数）/年

## 量の見込みの算出方法

平成30年度の実績に基づき算出

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 体	①量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
	②確保の内容	100人	100人	100人	100人	100人
	③過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 質の高い教育・保育の提供と保育教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の提供を推進するため、研修等の充実により教育・保育に携わる保育教諭や保育士等の資質の向上が必要となります。

日頃の保育内容を振り返る研修のほか、アレルギーへの対応や、支援が必要な子どもに対する関わり方、さらには児童虐待の未然防止、再発防止につながるよう、専門的な研修や園外での研修の機会を確保していきます。

また、保育教諭と保育士が、お互いの役割と専門性を認識し、これからの幼児教育及び保育について学び合う合同研修を実施し、職員の資質向上に努めます。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を支援するため、多様化する教育・保育ニーズに対応し、子どもの成長に応じた子育て支援策を充実させることで、子育てしやすい環境整備を進めます。

また、各事業の役割や特性を生かし、保護者の子育てへの不安を軽減することで、「安心して子どもを産み育てることができる妙高市」を感じることができるよう、取組の充実を図ります。

#### (3) 保育園・認定こども園と小学校等との連携

保育園・認定こども園から小学校へのスムーズな移行のため、それぞれの職員による交流活動や意見交換などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の推進を図ります。

また、情報交換により幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が持てるよう、さらに緊密な連携を図りながら取り組んでいきます。

# 第8章

## 計画推進に向けて

## 第8章 計画推進に向けて

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、多岐にわたる分野が関連するため、子ども・子育て支援に係る施策における関係課間の連携を図り、円滑な実施を推進していきます。

また、子ども・子育て支援は行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切となります。

このため、市全体として子ども・子育て支援に意識を向け、市内の子育てに関わる家庭や保育園、認定こども園、学校、地域等、関係機関と連携・共働して取り組みを広げていきます。

### 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施状況については、「妙高市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、状況に応じた改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。

# 資料編

二ーズ調査の概要  
妙高市子ども・子育て会議条例  
委員名簿(令和2年3月31日現在)

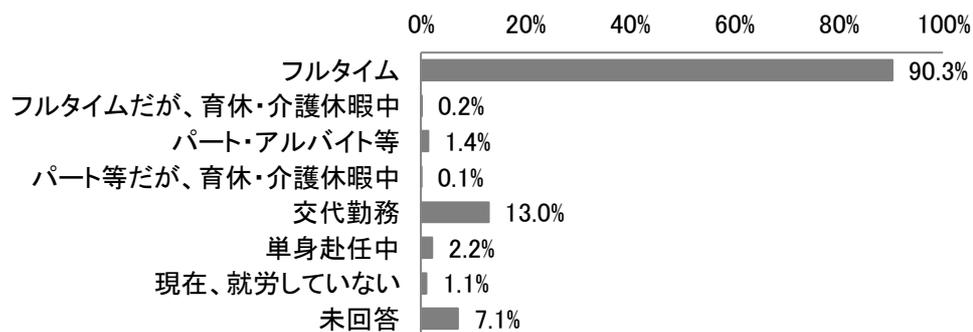
## ニーズ調査の概要

## 1 就労状況

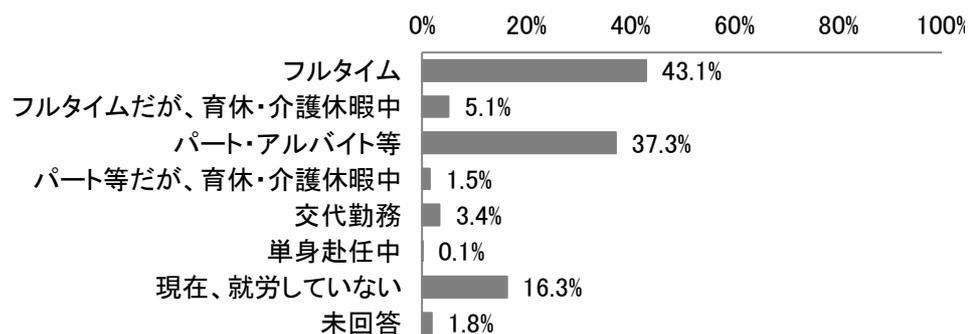
父親の就労状況をみると、「フルタイム」(90.3%)で最も多くなっています。

母親の就労状況をみると、「フルタイム」(43.1%)をはじめ8割以上の方が就労し、現在「育休・介護休暇中」は6.6%となっています。

## ・父親の就労状況

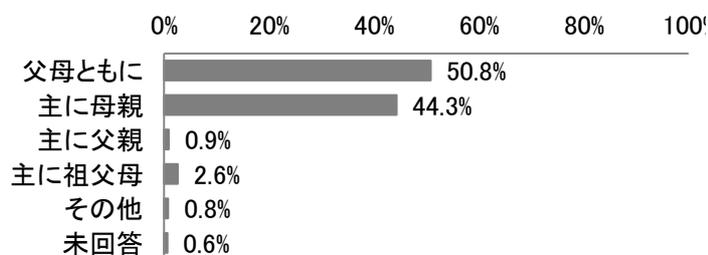


## ・母親の就労状況



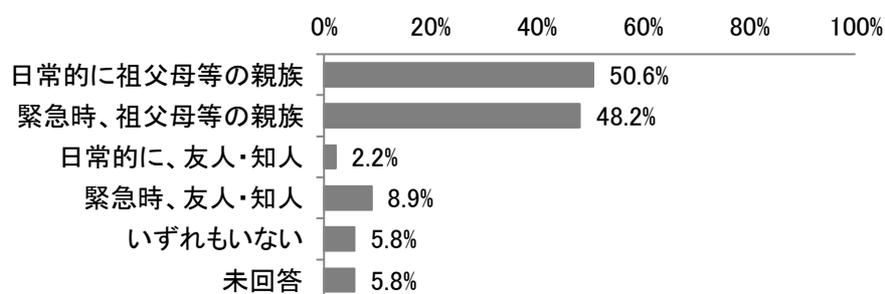
## 2 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人の状況をみると、「父母ともに」(50.8%)と「主に母親」(44.3%)が大半を占めています。



### 3 子育てに協力してもらえ人の状況

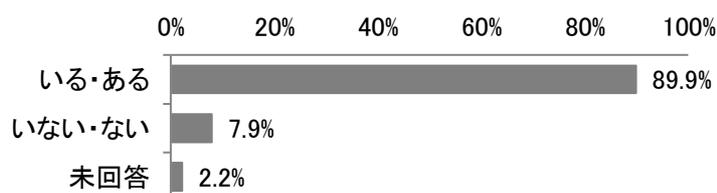
日頃、子育てに協力してもらえ人の状況をみると、「日常的に祖父母等にみてもらえる」(53.9%)が最も多く、次いで「緊急・用事の際には祖父母等にみてもらえる」(48.2%)の順になっています。



### 4 子育ての相談をできる人・場所の状況

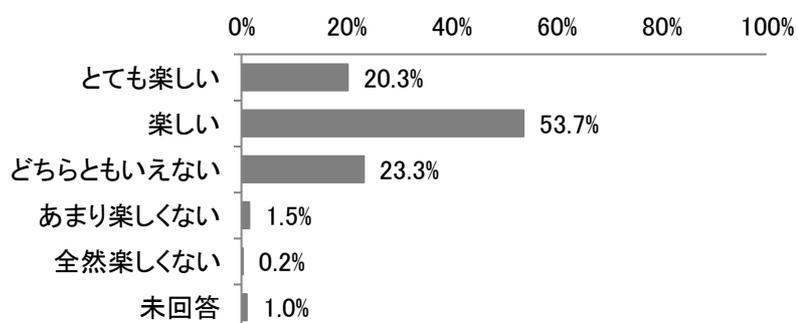
気軽に子育ての相談をできる人・場所の状況をみると、ほとんどの人が「いる(ある)」(89.9%)と答えています。

相談者は、「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「祖父母等の親族」、「友人・知人」の順となっています。



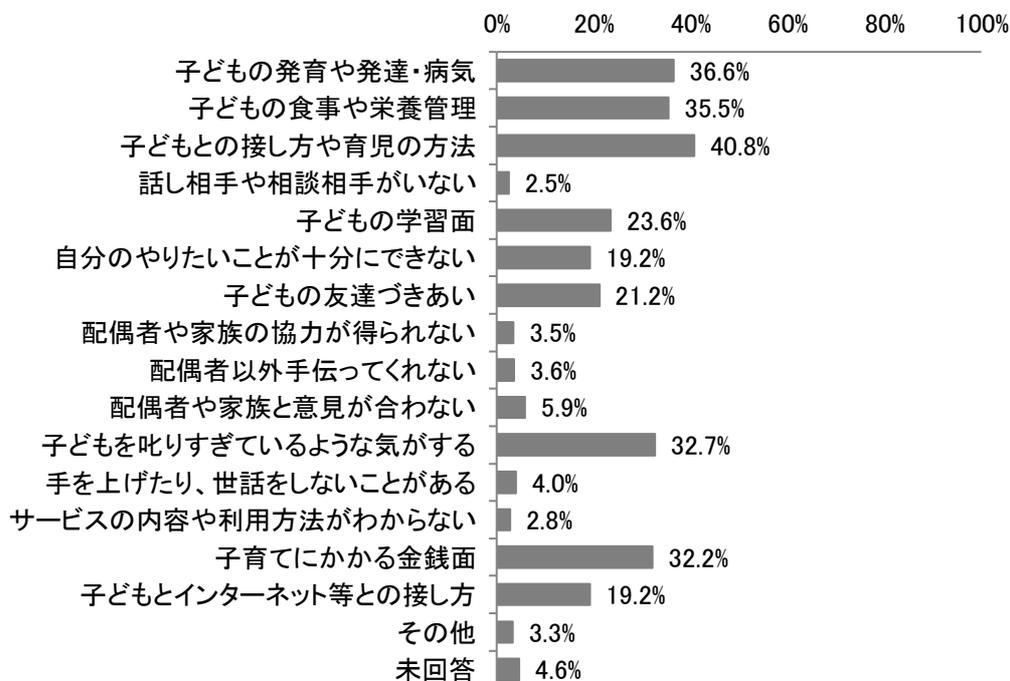
### 5 子育てに対する心境

子育てに対する心境をみると、7割以上の方が「とても楽しい/楽しい」と回答しています。



## 6 子育ての悩み

子育てに関する悩みをみると、「子どもとの接し方や育児の方法」(40.8%)「子どもの発育や発達・病気」(36.6%)「子どもの食事や栄養管理」(35.5%)「子どもを叱りすぎているような気がする」(32.7%)「子育てにかかる金銭面」(32.2%)が3割を超えています。(複数回答)

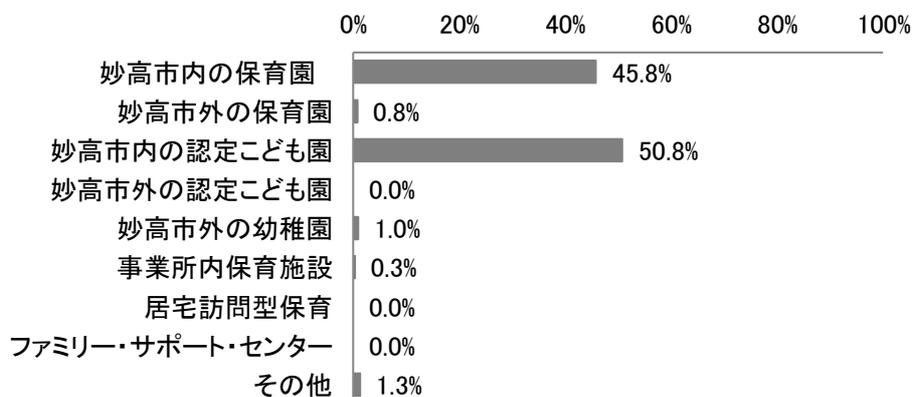


## 7 日常的な保育園等のサービスの利用状況

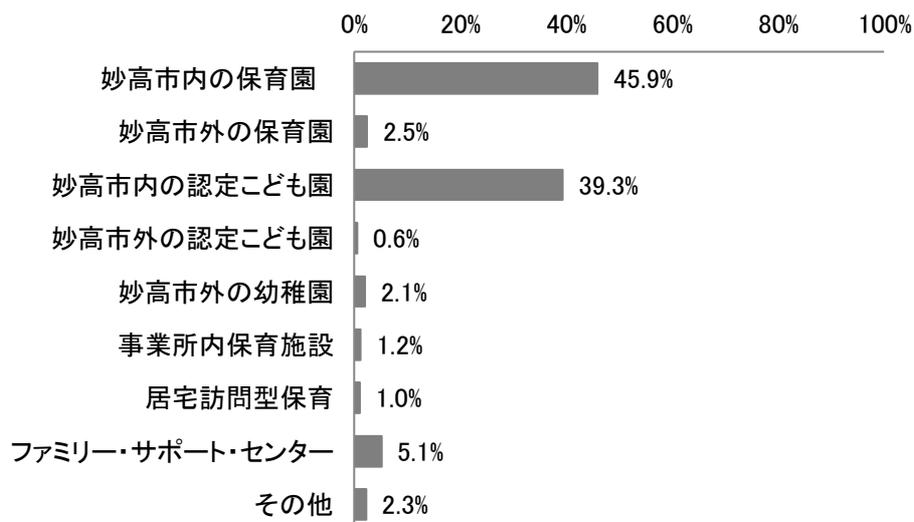
日常的に利用している保育園等のサービスの状況をみると、利用中の事業としては、「市内の認定こども園」(50.8%)、「市内の保育園」(45.8%)の順となっています。

一方、今後の利用希望では「保育園」(79.0%)が大きく増加し、「幼稚園」(28.3%)、「認定こども園」(16.6%)、「幼稚園の預かり保育」(6.0%)もともに増加しています。

### ・利用中の事業（複数回答）



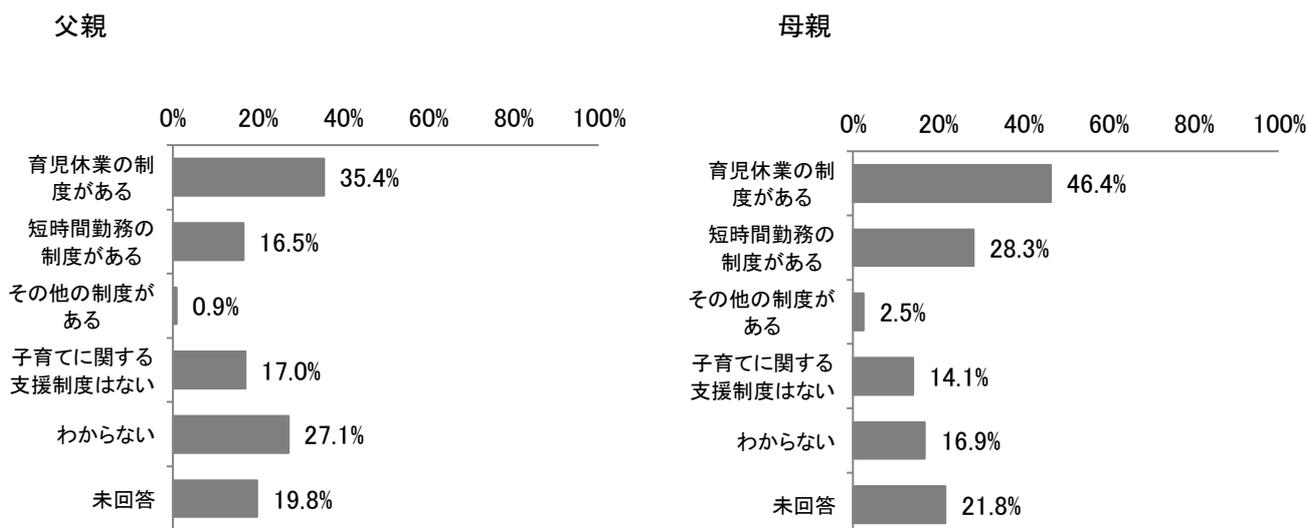
## ・利用希望の事業（複数回答）



## 8 育児休業制度の利用状況

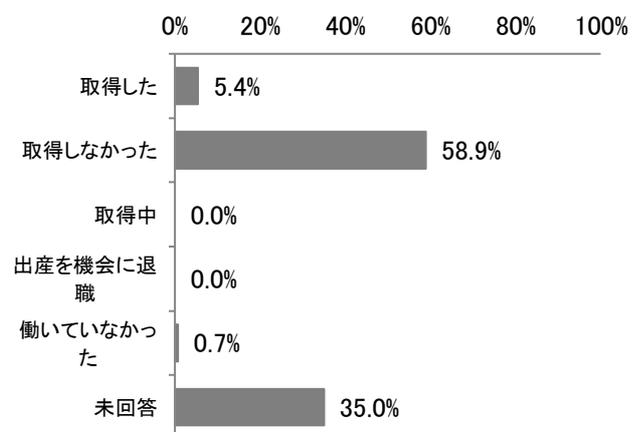
職場の育児休業等制度の有無については、母親は「制度がある」（77.2％）に対して、父親は「制度がある」（52.8％）となり、「わからない」と答えた人については、父親が4分の1以上もあり、勤め先の支援制度に対する関心の薄さが伺えます。また、育児休業等の制度があると回答した保護者の中で「取得した／取得中」と回答したのは、父親（5.4％）と比較して母親（45.3％）のほうが圧倒的に取得経験が多い。

## ・職場の育児休業等制度の有無

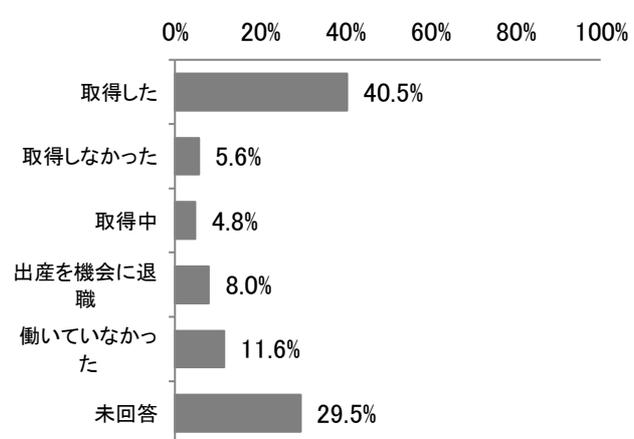


## ・育児休業等制度の取得経験

## 父親



## 母親



## 9 地域の子育て支援の環境や支援への満足度

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、すべての問いで、「満足」と「やや満足」の計が過半数を超える結果となったが、一方で「やや不満」と「不満」の計が「交通の利便性」(44.5%)、「医療施設・医療サービスの整備」(46.6%)、「道路・公園など生活基盤」(41.8%)となり、この部分に不満を持っている保護者も多くいる。

### ・妙高市における子育ての環境や支援の満足度

回答内容	満足	やや満足	やや不満	不満	未回答
自然環境（水や空気、雪、自然など）	612	496	88	28	49
	48.4%	39.2%	7.0%	2.2%	3.9%
出産・子育て支援のサービス	266	689	211	52	46
	21.0%	54.5%	16.7%	4.1%	3.6%
都会と比較した子育て環境	403	572	178	55	56
	31.9%	45.3%	14.1%	4.4%	4.4%
人間関係や地域のコミュニティ	299	711	167	44	43
	23.7%	56.3%	13.2%	3.5%	3.4%
日頃の買い物など生活の利便性	273	529	307	118	37
	21.6%	41.9%	24.3%	9.3%	2.9%
交通の利便性	187	477	383	179	38
	14.8%	37.7%	30.3%	14.2%	3.0%
災害や犯罪の状況	281	753	157	22	51
	22.2%	59.6%	12.4%	1.7%	4.0%
医療施設・医療サービスの整備	135	503	433	155	38
	10.7%	39.8%	34.3%	12.3%	3.0%
道路・公園など生活基盤	141	553	396	133	41
	11.2%	43.8%	31.3%	10.5%	3.2%

○妙高市子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日条例第39号

妙高市子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、妙高市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織等)

**第3条** 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

**第4条** 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会議の庶務は、こども教育課において処理する。

(関係者の出席)

**第5条** 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 会議委員名簿（令和2年3月31日現在）

氏名	所 属 等	
◎児玉 久美子	子育て支援団体代表	NPO法人ゆめきゃんぱす
○乗木 邦友	事業主代表	新井商工会議所
高島 加奈子	公募委員	
横尾 宗一	公募委員	
檜澤 美雪	公募委員	
野村 陽香	公募委員	
酒井 文子	認定こども園代表	和田にじいろこども園
田中 育子	公立保育園代表	妙高保育園
笠原 千鶴留	私立保育園代表	ときわ保育園
ヴォトワー智子	園保護者代表	妙高保育園保護者会
宮野 正則	小・中・特別支援学校長代表	妙高市校長会
尾島 直行	小・中学校保護者代表	妙高市小・中学校PTA連合会
坂下 健二	労働者代表	連合新潟上越地域協議会
小川 直子	アドバイザー	けいなん総合病院
遠藤 和英		妙高市教育委員会

◎会長      ○副会長

### ■事務局

氏名	所 属 等	
川上 晃	妙高市教育長	
松橋 守	こども教育課長	
阿部 光洋	こども教育課長補佐	
岩崎 厚子	こども教育課園指導主事	
横山 慎一郎	こども教育課子育て支援係長	
高橋 勉	こども教育課子育て支援係	
尾崎 元輝	こども教育課子育て支援係	
上田 かおり	こども教育課幼児教育係長	
山川 高士	こども教育課学校教育係長	
田中 宏顕	健康保険課健康づくり係長	